

令和5年12月13日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	大谷 俊樹	委員	藤江 竜三
副委員長	藤田 貴裕	〃	稗田美菜子
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	山口 智之		



○出席説明員

市長	永見 理夫	まちの振興課長	田代 和広
副市長	竹内 光博	(兼)特命担当課長	
教育長	雨宮 和人	環境政策課長	鈴木 孝
		ごみ減量課長	清水 紀明
政策経営部長	宮崎 宏一		
政策経営課長	簗島 紀章	都市整備部長	北村 敦
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	基盤整備担当部長	中島 広幸
		道路交通課長	松平 忠彦
建築営繕課長	近藤 哲郎	下水道課長	蛭谷 常久
職員課長	中道 洋平	南部地域まちづくり課長	立川 浩平
生活環境部長	黒澤 重徳	教育部長	橋本 祐幸
(兼)防災安全担当部長		食育推進・給食ステーション所長	土方 勇



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第14号 食育推進・給食ステーション前にバス停の設置を求めるとともに、国立市ホームページ上での食育推進・給食ステーションへのアクセス・地図記載・魅力発信の充実を求める事に関する陳情
- (2) 第92号議案 国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案
- (3) 第94号議案 国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案
- (4) 第95号議案 国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- (5) 第96号議案 国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案

- (6) 第97号議案 立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更について
- (7) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費）
- (8) 第102号議案 有料公園施設の指定管理者の指定について
- (9) 第103号議案 有料広場施設の指定管理者の指定について

2. 報告事項

- (1) 国立市地球温暖化対策実行計画（素案）について
- (2) 矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第14号	食育推進・給食ステーション前にバス停の設置を求めるとともに、国立市ホームページ上での食育推進・給食ステーションへのアクセス・地図記載・魅力発信の充実を求める事に関する陳情	5.12.13 不 採 択
第92号議案	国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案	5.12.13 原 案 可 決
第94号議案	国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案	5.12.13 原 案 可 決
第95号議案	国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	5.12.13 原 案 可 決
第96号議案	国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案	5.12.13 原 案 可 決
第97号議案	立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更について	5.12.13 原 案 可 決
第98号議案	令和5年度国立市一般会計補正予算（第6号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費）	5.12.13 原 案 可 決
第102号議案	有料公園施設の指定管理者の指定について	5.12.13 原 案 可 決
第103号議案	有料広場施設の指定管理者の指定について	5.12.13 原 案 可 決

○【大谷俊樹委員長】 おはようございます。2023年最後の建設環境委員会となりました。

閉会中は、委員の皆様への行政視察に御協力を頂きまして、葛巻町、そして鏡石町、行政視察、行きました。非常に有意義な視察になったかなというふうに思いますし、タイムリーに今日も議題、報告事項あたりですか、関するようなどの先進事例も見られましたし、将来の国立市において非常に大事な、有意義な行政視察になったのではなかろうかなと思います。御協力を頂きまして本当にありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第14号 食育推進・給食ステーション前にバス停の設置を求めるとともに、国立市ホームページ上での食育推進・給食ステーションへのアクセス・地図記載・魅力発信の充実を求める事に関する陳情

○【大谷俊樹委員長】 陳情第14号食育推進・給食ステーション前にバス停の設置を求めるとともに、国立市ホームページ上での食育推進・給食ステーションへのアクセス・地図記載・魅力発信の充実を求める事に関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。青木委員。

○【青木健委員】 本陳情には不採択の立場で討論させていただきたいと思います。と申しますのは、まず、新しい給食センターです。カムカムキッチンですけど、直近には歩いて二、三分程度のところに既にバス停があるわけです。それと過去にコミュニティバスとして住宅街の中を通したということもございましたけど、やはり利用される方がいないということで、残念ながら廃止路線となってしまいました。細かいところというところであれですけど、申し訳ないですけど、あそこの給食センターの前にバス停を造るということになったとしても、それでは、どれだけ利用客がいるんだろうかと。まず、ほとんど日中というか夜間も含めて利用客がいないのではないかと思います。

直近に企業等もありますので、そういう方が御利用されるかもしれないですけど、ただ、冒頭申し上げましたように、泉団地のところに立派なバス停がありまして、そこを使われておりますので、あえて、あの場所にバス停を造らなくても、お勤めの方あるいは近隣の市民の皆さんにとっては、さほど不自由のない状況下で使われておりますので、新たにカムカムキッチンのところにバス停を造るという必要性はないと地元としても思いまして、不採択とさせていただきます。

○【山口智之委員】 私も不採択の立場で意見を申し上げさせていただきます。今、青木委員が言ったように、ほぼほぼ同じことなんですけれども、陳情事項の中にある1番目としては、また、ルート新設がやっぱり困難ではないかと考えるところでございます。また、2番目のコミュニティバス運行も、これも今も青木委員が言ったように過去の実績がありますので、これはなかなか難しいのではないかと。3番目としてアクセスを分かりやすくという、これは私もホームページ見ましたけども、これで多分分かると思うんです。これで分からないということはないと思います。あえて申し上げますと、私はさきの定例会で申し上げたように、本数を増やすというところで行っていただければなと思いますので、不採択とさせていただきます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。分かりやすくカムカムキッチン、学校給食センターについて広報するというのはいいのかなと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。それと私、一般質問でもコミュニティバスのルートのお話を致しました。市民の方から要望があって、城山公園に行って子供がバスに乗って、安心して帰れるようなルートをつくってほしいと。その中にカムカムキッチンの近くも私は通れるのかなと思います。市当局には十分検討していただきたいと思いますので、採択したいと思います。

○【藤江竜三委員】 他の委員もおっしゃるようにバス停については、近くにもう既にあるものと考えております。わざわざ行政が新たに造ることもないですし、本当に必要であれば、民間が需給を予測して造られるものかなと考えております。ただ、この陳情項目の3点目につきましては、交通アクセスについては、かなり事細かく書いていると思うんですけれども、例えば建物の写真であったりということは、多分ホームページ上にぱっと見た限りでは少ないのかなと思いますし、そういった情報発信の点では、改善できる点があるのかなと思います。全体としては不採択として討論を致します。

○【小川宏美委員】 本施設は本当に国立市としての展示スペースも配置して、これまでと違う施設として改善、よくなったということが大きな特徴です。それは本当に国立市がこれまで強調してきたことだと思います。それでホームページを見ましたところ、今回はアクセスは載っているようになっていましたね。それは確認いたしました。さきの委員がおっしゃったように、これに絵を載せるとか工夫を凝らした施設全体の様子を載せるとかして、より工夫をするべきだと、してはどうかと思いました。

また、今回はバス停など検討ということを書かれていますので、ぜひやはり検討していただいて、もう行きやすい場所、市役所の隣だった給食の作る調理場が泉の地に移ったんですから、とにかく多くの方に大きな税金も投入しています。見ていただく、食していただく、そして、子供たちが何を食べていくか、みんなと考える場になるように努力をしていただきたいと思います。本陳情は採択と致します。

○【稗田美菜子委員】 本陳情は採択の立場で討論させていただきます。陳情事項については、「検討してください」ということで文末は締めておりますので、検討していただくことは可能なのかなと思いました。あとはトータルで陳情者がおりませんので、趣旨の説明が聞けなかったのは非常に残念なところでもありますけれども、情報発信をしていただきたいということが主訴であると理解を致しましたので、本陳情については採択とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 全員の意見、取扱いを頂きました。これで意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について委員長は不採択と裁決いたします。



議題(2) 第92号議案 国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

○【大谷俊樹委員長】 第92号議案国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 それでは、第92号議案国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、朝日生命国立社宅建て替え及び有料老人ホーム新築工事に伴い、あさひ遊園が現在位置より東に40メートルほど移転し、令和6年2月1日に開園を致します。したがって、住所が変更となりますので、児童遊園の名称及び位置を定めた別表におけます、あさひ遊園の位置の表示を改めるものでございます。なお、名称、面積に変更はございません。

最後に付則と致しまして、この条例は令和6年2月1日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 ちょっと3点聞きたいと思います。この件についてどのような遊園にするのか、市民の方の意見を聴いているのか。それとも、使用できない期間や完成予定の姿を知らない方がいるようすけども、周知はどのように行ったのか、まず、教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 あさひ遊園に関しましては、現状の機能、子供用の遊具と、あと健康器具の設置とあと水道施設の設置とございますけれども、同等のものを新しい場所に設置するという形で、事業者負担で行っていただいた。現状と同等、新しくなるので現状以上のものになるのかなとは思いますが、そういった観点から、改めて市民の皆様はどういった遊園かというところのヒアリング等を行っていないところではございます。今回の議会のほうで、正式に2月1日から位置の変更といったところが議決を頂きますので、それを踏まえて市民の皆様には周知していきたいと考えているところです。以上です。

○【藤田貴裕委員】 使用できない期間などはこれから周知するということですか。

○【鈴木環境政策課長】 すみません、使用できないという旨は現場のほうに掲示させていただいたところなんですけれども、いつまで使用できないというところまでは当時、詳細に把握できていなかったところではございますので、オープンするといったところを改めて周知していきたいと考えておるところでございます。

○【藤田貴裕委員】 次ですけども、2022年の7月にまちづくり審議会の答申で、「周辺の樹木及び現あさひ遊園の中にある高木については、地域にとって大事な樹木であるため、保存もしくは移植について積極的な取り組みをいただきたい」とありますけども、どう取り組んで、結果はどうか教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 答申も含めまして、既存のあさひ遊園の樹木といったところの移植の可能性、また、新しいあさひ遊園における植栽というところは、我々のほうも事業者と検討、相談はさせていただいたところではございます。御質疑の既存樹木についての積極的な取組というところではございますけれども、事業者さんのほうで樹木診断のほうを行っていただきました。5本の高木がございまして、イチョウとヒマラヤスギとヒノキですか、5本ございまして、移植の可能性をそこで判断しまして、移植を行った場合に活着する可能性が低く、倒れたり枯れたりする可能性が高いというところの判断が4本ございまして、移植可能といった判断が1本、イチョウの木になるんですけれども、されたものにつきましては、全体の敷地内のほうに移植するというような形で最終的に取り組んでおるところではございます。なお、あさひ遊園におきましては、中高木の新しい樹木を40本ほど植栽いたしますので、旧遊園と比べて、緑豊かな遊園になるというところを想定しているところではございます。

以上です。

○【藤田貴裕委員】 5本中1本が移植するということですか。ほかの4本のDNAとか、そういう残すような取組などもされるということでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 そのほかの4本につきましては、そういった残すといったような形の取組は想定していないところでございます。

○【藤田貴裕委員】 最後に1点、セキュリティーの問題ですよね。管理室について、敷地全体のセキュリティーが確認されるような位置でお願いしたいとありますけど、公園のセキュリティーはどうか教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 審議会の答申のほうでは事業者さんですか、管理人室のほうであさひ遊園のセキュリティーの確認といったところをお願いしたいといったような答申があったというふうには認識しておりますけれども、そこは民間の事業者さんの判断になるところかなと、公園管理者としては考えているところではございまして、市の遊園ではございまして、メンテナンスであったり事故が起こらないかといったところは、市のほうでほかの遊園、公園と同様に管理していくべき位置づけにあるものと考えております。

○【山口智之委員】 この説明の中にありますように、公園の近くに有料老人ホームが建設されると、もう既に建っています。そうしますと、やはり公園で遊ぶ声が、老人ホームをお使いの方に……というところから苦情があったりとかして、公園が使えなくなるような心配をされるんですが、その辺のところはしっかり周知されているとか握っているというか、あるんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 老人ホームが新たに設置されて、社宅と老人ホームで建て替えになると。遊園の場所が移動するというような形での全体事業計画になっております。この事業者さんのほうから我々が聞いているところでは、事業コンセプトとして、老人ホームの横に遊園を設置するというのも含めて、入居者の方と子供の触れ合いまで行くかどうかあれですけれども、そういったところの前提で、老人ホームの入居というのは御説明されていると伺っておりますので、それを踏まえた御入居される方。ただ、今後そういったいさかい等がないようにといったところは、改めて公園管理はしていきたいというふうには考えておりますが、基本的には、隣に遊園があるといったところを認識した上での入居だと理解しております。

○【山口智之委員】 もう一点だけ、このあさひ遊園、新しくなると思うんですけれども、市が有効性があると言われている、真砂土はここに使われますか。

○【鈴木環境政策課長】 あさひ遊園は、園路という形でアスファルトやコンクリートやインターロッキング舗装の通路があるわけではないところございます。ただ一方で、子供たちが歩いたり、一般の人たちも通行したりする部分につきましては、石灰スラブというような形で、いわゆる小中学校の校庭みたいな形で押し固めた地面にするというところを全面していくところでございます。植栽以外のところ。遊具の場所や、鉄棒の下とかそういったところ。したがって、真砂土ということではないんですけれども、一方で、インターロッキングで園路を造るということでもないということも含めまして、地形の舗装と言っているのかと思っておりますが、そういった形を想定しているところ。以上です。

○【稗田美菜子委員】 子供の声の話は今、他の委員からありましたけれども、夜間利用などはどのようなのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 公園、遊園、基本的には24時間空いているものというところの位置づけで

ございますので、夜間も空いているところを想定しているところなんです、殊、夜間に関しての老人ホーム以外の近隣の住民の方からも御相談があれば、そこについては対応は検討していく必要があらうかなと考えております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それから、あさひ遊園は前回のときもそうでしたけども、ほかからも自転車等で遊びに来る子供たちもいるので、社宅の子たちだけじゃなくて、遠方から来る子供たちなどもいますので、駐輪場などの管理みたいなものはどうなっているのか、お伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 遊園、植栽部分と子供遊具等々を設置しますと、遊園自体のところ、自転車、正式に止める場所というところはないところが現状あるんですけども、今後の活用のされ方を見ながら、自転車で来る子供、北側道路が交通量が多いということもあろうかと思っております、そこにつきましても運用する中で、遊んでいる子供たちや利用されている方々との話合いというか、やり取りも含めて考えていきたいと思っております。

○【藤江竜三委員】 1点伺います。コミュニティサイクルなどのポート、こういったものの導入などの検討、また、実際どうなっていくのかということは、また、なければ働きかけをしていくというようなことはするのかと伺います。

○【松平道路交通課長】 コミュニティサイクルですけども、現状のところ、設置のほうで業者さんとも詰めていませんので、今後ちょっと業者さんと詰めながら進めていければと思っています。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。子供の遊ぶ声って、とてもいい声だと思っておりますけども、それが毎日、朝から晩まで365日続くとなるとまた事情が違ったりということもあると思うんです。高齢者の施設が隣にあるということを見ると、これまでとは環境が大きく変わります。そこについては丁寧な運営をぜひして、公園の管理者そのものは市だと思っておりますので、丁寧な管理を進めていっていただきたいと思っております。

あとは高齢者の施設が隣にありますので、足元が安全になるようにインターロッキングみたいなものは公園内にはないとのことでしたけれども、周辺にはあると思うんです。スケボーだったりだとか、音が大きく出るようなもので遊びたくなる子供たちもいると思っておりますし、いい環境の中の公園になると思っておりますので、夜間などの利用なども考えると、運営についてはきちんと丁寧な形を進めていっていただきたいということを繰り返し申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 賛成の立場で討論したいと思っております。今回建て替えということで、社宅建て替え及び有料老人ホーム、また提供公園の再整備と南北通路、緑道の地域開放などによる、地域の住民の方と多世代交流の創出というのは、できるようになるのかなということでもありますので、いいのかなと思っております。その反面、事業者さんからの御説明の中では、もう公園の拡張だったりという意見というか、説明があったと思っておりますけども、今の市のお話を聞くと、面積に変わりはないのかなということで、そうなのかなということで一部、そうなのかなというところもあります。また、まちづくり審議会の中では結構御意見が出ていると思っておりますので、十分配慮していただけるように市も今後しっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(3) 第94号議案 国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案

議題(4) 第95号議案 国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議題(5) 第96号議案 国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案

○【大谷俊樹委員長】 第94号議案国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案から、第96号議案国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めますが、その順序につきましては、初めに第94号議案及び第96号議案の補足説明をしていただき、次に、第95号議案の補足説明をしていただくことと致します。

それでは、初めに第94号議案国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案ほか1件について補足説明を求めます。

○【黒澤生活環境部長】 それでは、初めに第94号議案から御説明をさせていただきます。建設環境委員会資料No.70及び71を御参照ください。これらの条例につきましては、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づきまして、それぞれ使用料・手数料の見直しを行うものでございます。

まず、第94号議案でございますが、こちらにつきましては補足説明をさせていただきます。建設環境委員会資料No.71の7ページ中段を御覧ください。し尿雑排水等処理手数料、家庭系でございますが、理論上の適正価額7,317円と現行料金1,500円の乖離率が388%となっております。本条例案はこの乖離率を縮小するため、条例別表の廃棄物等処理手数料の欄中、一般家庭が使用するくみ取り式便槽から排出されるし尿処理手数料を1世帯当たり1回につき1,500円とあるものを2,000円に改めるものでございます。

付則と致しまして、施行日を令和6年4月1日とし、改正後の国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の規定は、本条例の施行日以降に収集する廃棄物等に適用し、同日前に収集した廃棄物等につきましては、従前の例によるものとしております。

続きまして、第96号議案国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。建設環境委員会資料No.71の3ページ下段を御覧ください。

今回の改正する内容でございますが、水路等の占用料の額につきましては、別表にて、東京都河川流水占用料等徴収条例に規定する市部の額を標準として改正を行うものでございます。こちらの東京都の条例でございますけれども、令和4年4月に物価変動に応じて改正をされてございます。

また、付則についてでございますが、第1項では、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めております。第2項で、改正後の本条例の規定は、この施行日以降の特定公共物の占用等に係る占用料について適用し、施行日前の期間の特定公共物の占用等に係る占用料については、なお従前によるも

のとしております。第94号議案と第96号議案の補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしく
お願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 次に、第95号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 続いて、第95号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
案につきまして、補足説明をさせていただきます。建設環境委員会資料No.71の1ページを御覧ください。

2. 改定を行う使用料、①道路占用料については、令和元年第4回定例会の提出議案で、東京都の
単価を標準に、段階的に料金を下げる方向で確認されております。前回は、急激な歳入減とならない
よう激変緩和措置を採用していましたが、今回の見直しで激変緩和措置を撤廃し、東京都道路占用
料等徴収条例に規定する区部二級地の料金を採用し、改定するものとなります。

次に、附則についてですが、第1項では、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めております。
第2項で、改正後の本条例の規定は、この施行日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、施
行日前の期間の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例によるものと致します。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 では、何点か伺います。第94号議案のほうで対象となる世帯数は何
世帯なんでしょうか。

○【清水ごみ減量課長】 現在、令和5年の御利用世帯数は24世帯となっております。以上ござい
ます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。24世帯、前回のとき28世帯だったので世帯数が減っ
たことは理解いたしました。その中で、これまで情報提供が行われてきたのかどうか伺うのと、これ
からどのように行っていくのか、どのような形で情報提供を行っていくのか伺います。

○【清水ごみ減量課長】 お答えします。令和5年9月にまず対象者について、御案内、御通知を差
し上げております。また、市民説明会も行っております。今後につきましては御議決を頂いた以降、
改めて通知を送りたいと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。9月に行って市民説明会も行っていただいたという
ことは分かっているので、9月に事前に行っているということで理解をしました。あと、施行がこの
条例が可決した後、施行後にこの利用料金が当てはめられるということですが、大体このあたり
のものは予約の電話をして、それから来ていただくというふうな流れだと思うんです。予約の電話
と施行日とかという関係があると思うんですけれども、どの段階からきちんと適用されるのか伺い
たします。

○【清水ごみ減量課長】 今のお話で申しますと、御通知文にも明記したいと思っておるんですが、
収集日ということは1つだと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。収集日のところでということで理解を致しました。

それから、第95号議案と第96号議案のところでお伺いしたいんですけども、この改定で、東京都の
条例の中に規定されている市部の料金に、一律それを標準として、そこに一斉に並ぶということで理
解でいいのかどうかということと、ここから先、そこが変動した場合、東京都の、都条例のほうの変
動した場合どうなっていくのか伺います。

○【松平道路交通課長】 料金につきましては区部料金、東京都のほうで4区分に分かれていまして、

その中の二級地の区部の単価を採用したいと思っております。あとは東京都の条例が改正されまして、料金改正があったときの対応ですけれども、4年ごとに手数料条例見直しをしていますので、それを注視しながら、4年ごとの改定になるのかなと考えてございます。

○【稗田美菜子委員】 ごめんなさい、区部のところの料金を標準とするということの御答弁でいいんですか。

○【松平道路交通課長】 そのとおりでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。周知の仕方はどのように行うのかだけ最後1点お伺いいたします。

○【松平道路交通課長】 今年度に入りまして、8月ぐらいに企業者さんが参りまして、要望書を頂く機会がありました。改めてその方たちをお呼びしまして、周知できればと考えてございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 まず、第94号議案について伺いたいと思います。24世帯の方は全員この話を知っていると考えていいですか。

○【清水ごみ減量課長】 先ほども申し上げましたが、世帯数を確認して、24世帯の皆さんに9月の段階で御案内をしておりますので、承知していただいていると思っております。

○【藤田貴裕委員】 そのとき、反対の意見とかあったんでしょうか。

○【清水ごみ減量課長】 特にございませんでした。

○【藤田貴裕委員】 続いて第96号議案のほうですけれども、こちらを対象の方全員に御案内が行っていると考えていいですか。

○【鈴木環境政策課長】 第96号議案のほうにつきましては、15の方に御通知申し上げまして、都条例に比して料金改定になる旨を御連絡させていただいております、現状まで、御意見等を頂いていないところでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。次に、第95号議案について伺いたいと思っておりますけれども、この建設環境委員会資料No.71に基づいて、どこに影響があるのかちょっと教えてください。

○【松平道路交通課長】 お答えします。建設環境委員会資料No.71を御覧いただければと思います。金額改定によりまして、増えるものと減るものがございます、主なものだけ説明させていただきますと、増えるものにつきましては、1ページの下段の第二種電柱でございます、市内にこちらにつきまして3,200本現状あります。こちらにつきまして、現行料金が4,670円が6,800円となりまして、そちらにつきまして全て東京電力さんが絡みますけれども、約680万円の増となります。

減るものとしましては、2ページ中段を御覧いただければと思います。埋設管なんですけれども、こちら外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものにつきまして、現行料金が620円でございますが、300円となりまして、東京ガスさんが約730万円、東京電力が約1,700万円を合わせまして、2,430万円の減となります。そのほか、同じく埋設管の外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のものにつきまして、現行料金が670円が400円となりまして、東京ガスが約540万円、東京電力が約200万円を合わせて約740万円が減となります。

今回の改定で、そのほか増減ありますけれども、トータルで約1,900万円が減となります。以上となります。

○【藤田貴裕委員】 1,900万円が減だということで、主にガス会社さんと電力会社さんが安くなるのかなと思いますけれども、その会社の負担が減って、国立市民の電気代ですとかガス代が安くなるん

ですか。

○【松平道路交通課長】 料金につきましては、各事業者さんのほうで様々決められていると思うんです。ただ一方、占用料が高いことにつきまして、市民の方が負担が強いられている部分があるのかなと思っていますので、そちらのほうは各事業者さんの話の中で情報を頂ければと思うんですけど、具体的には、料金のところがすぐに転嫁されるということは聞いてございません。以上です。

○【藤田貴裕委員】 すぐには転嫁されるか分からないということですよ。ちなみにこの道路占用料というのは一般財源でしょうか、特定財源でしょうか。

○【簗島政策経営課長】 こちらは一般財源になります。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、第95号議案には反対。第94号議案と第96号議案については、賛成の立場で討論したいと思います。第94号議案と第96号議案については、該当する方に全員説明をして、反対の御意見はなかったということでもありますので、これは別に賛成であります。第95号議案については、このことによって、直ちに国立市民の皆さんの電気代ですとかガス代が安くなるとか、そういうわけではありません。そして、市の説明によりますと東京都の区部、第二級地に合わせますよということでしたけども、市の管理している道路ですから、当然市が価格設定しても私はいいいのかなと思います。国立市も財源が探すのはなかなか大変な中で、貴重な固有の財源、しかも一般財源ですよ。私なんかいろいろと市の行政サービス拡充のためにやっていただきたいのがありますよ。けども、市がお金がないと言って、学校の洋式トイレの100%化はできない、5,500万円のお金がなかなか見つからない中、わざわざこの1,900万円も減らすようなことをする必要はない。こういうふうに思いますので、第95号議案については反対と。以上です。

○【稗田美菜子委員】 第94号議案、第95号議案、第96号議案全ての議案について賛成の立場で討論させていただきます。まず、第94号議案につきまして対象世帯の方、それから第95号議案、第96号議案については事業者の方々に事前に料金改定をこれから適用する前、それから直前においてもまた丁寧な説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

第94号議案につきましては、下水道管の接続などの整備については、賃貸の場合は賃料に影響が出る可能性もあると思いますし、現状を理解した上で賃貸借契約を結んでいるということを考えますと、そこに介入していくことは難しいと思いますし、きちんとした説明の中で御理解いただいているということも理解するところでございます。

もともとなくなってしまうかもしれないサービスをなくさずに、料金改定をもって対応しているということは評価を致したいと思います。当初から述べておりますとおり、料金が変わるところについては、丁寧に御説明をお願いいたします。

また、第95号議案と第96号議案については、区部とそれから第96号議案は市部の料金を標準として、そこに合わせていくといったことで、各都市の中の均衡をきちんと取っていきこうということについても評価いたしたいと思います。以上によりまして、第94号議案から第96号議案までの議案については、全て賛成とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 第94号議案、第96号議案は賛成、第95号議案は反対の討論を致します。さきの委員も言いましたように光熱費の市民負担は今非常に高い、重いです。そのような中で、市が価格設

定をしてよい状況の中で、今この改定はすべきでないと考えました。よって第95号議案は反対と致します。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第94号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第95号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、第96号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案を原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第97号議案 立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更について

○【大谷俊樹委員長】 第97号議案立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 それでは、第97号議案立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。お手元に配付しております建設環境委員会資料No.66、立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約案新旧対照表に基づいて御説明を申し上げます。

立川市錦町処理場の老朽化により、公共下水道錦町処理区を多摩川流域下水道北多摩二号処理区へ編入することに伴い、事務の委託に関する規約の一部を変更するものでございます。具体的には、「羽衣低段排水区」とあるものを「国立南部第8処理分区」と改め、「多摩川流域下水道北多摩2号幹線」とあるものを、「多摩川流域下水道北多摩二号幹線」とアラビア数字から漢数字に改め、「処理する施設」とあるものを「多摩川流域下水道北多摩二号水再生センターへ送水する施設(多摩川流域下水道北多摩二号処理区への公共下水道錦町処理区の編入以前に乙の下水を処理するために建設した施設を含む。）」に改め、「下水処理」とあるものを「下水送水」に改めるものでございます。

次に、附則でございませぬ。この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行するとございませぬ。以上が、立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更についての補足説明でございませぬ。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第98号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【大谷俊樹委員長】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第98号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、建設環境委員会の所管するものは追加が3件です。東福祉館空調機更新工事については、経年劣化により故障した空調機及び附帯する電気設備の更新を早期に事業着手する必要があるため、期間を令和6年度、限度額を1,356万1,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。天神橋上流用水路護岸改修工事については、工程の見直しによって、事業完了予定が令和6年度となったことに伴い、期間を令和6年度、限度額を930万円とする債務負担行為を追加するものでございます。有料公園施設及び有料広場施設指定管理料については、指定管理者と基本協定を締結するため、期間を令和5年度から令和10年度まで、限度額を4,448万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、歳入の補正予算に対応し、小規模土地改良事業補助金を減額するものでございます。

14ページから17ページにかけてが、款21諸収入、項4雑入です。16ページ、17ページをお開きください。歳入の補正予算に対応し、自治総合センターコミュニティ助成金を減額するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。20ページから23ページにかけては、款2総務費、項1総務管理費です。22ページ、23ページをお開きください。東福祉館の空調機が故障したことに伴い、空調機更新工事請負費を追加するものでございます。

42ページから45ページにかけてが、款4衛生費、項1保健衛生費です。44ページ、45ページをお開きください。決算見込みにより、公害対策費に係る職員人件費等を増額及び減額するものでございます。44ページから47ページにかけてが、項2清掃費です。46ページ、47ページをお開きください。令和6年3月に設置予定の臨時仮設トイレの契約に当たり、予算の不足が見込まれるため、臨時公衆便所借上料を増額するものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、決算見込みにより職員人件費等を増額及び減額するものでございます。

52ページ、53ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、街路灯の破損等、緊急対応が必要な事象が多く発生したため、交通安全施設に係る修繕費を増額するものでございます。52ペ

ージから55ページにかけてが、項2道路橋りょう費です。52ページ、53ページを御覧ください。決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。54ページ、55ページをお開きください。項3都市計画費です。工程の見直しによって、事業完了予定が令和6年度となったことに伴い、債務負担行為を追加するとともに、令和5年度分の既存水路改修工事請負費を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。山口委員。

○【山口智之委員】 では、23ページ、コミュニティ運営支援事業費の、今御説明あったエアコンの改修費のところを御質疑いたします。この東福祉館ですか、今年の夏、相当暑い中で、利用者の方々に我慢していただきながらやっとこれで改修ができるということで、利用者の方が大変喜んでいてという声を聞いております。一方、この900万というのはちょっと高いんじゃないかなと思うんですが、この辺のところの明細というか、教えていただけますか。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。こちら900万というのは令和5年度分になりまして、令和6年度と合わせますと2,256万1,000円という形になります。以上です。——失礼いたしました。こちら高いというのが、まず全部屋を全て単独の空調に致します。今まではセントラルの空調機のシステムだったんですが、そちらのほうをまず全ての部屋を単独空調という形で配置します。それとまずそちらの機械の金額もそうなんですが、これに伴う電気の工事、それと今までのセントラルでやっていたものの撤去費用、それに伴うアスベスト等の対応、また、配管の撤去、こちらのほうを行っていく予定ですので、この額になってしまったということです。以上です。

○【藤江竜三委員】 交通安全施設等の修繕費について確認しておきたいと思います。今回1,200万円……（「ページ数」と呼ぶ者あり）ページ数が53ページ、1,200万円から1,500万円に増額で20%以上、増額されるということだと思います。そうなる、どうしてこんなに壊れてしまったのかなという純粋な疑問なんですけども、何か要因があったのか、確認しておきたいと思います。

○【松平道路交通課長】 こちら、本予算につきましては、道路の街路灯及びガードレールの安全施設の維持管理を行うための予算となっておりまして、その上で令和5年につきまして、当初見込み以上に街路灯が破損したということと、あと球切れ、あと一番大きいのは当て逃げがありまして、主にその街路灯の破損、街路灯というか電柱の支柱の破損がありまして、修繕費が不足しまして、補正を上げさせていただく形になります。以上です。

○【藤江竜三委員】 当て逃げというのは調べて請求するということはあるのか、そういったことも取り組んでいるのかということを確認しておきたいと思います。

○【松平道路交通課長】 事故がありましたら、所轄の事故届の中で警察さんのほうから主に情報を頂きますけども、軽微なものということの判断、個人が判断されまして、警察にも届けをしないということだとなかなか分からず、街路灯の破損がありますよということで、市民の方から問合せがありまして、職員が行きまして、そうすると当て逃げした方を探したいんですけど、なかなかその情報を頂けませんので、こちらのほうで直すしかないという判断をしています。被害届のほうは出させていただいています。以上です。

○【小川宏美委員】 衛生費で伺いたいんですが、44ページ。予防費の扶助費なんですけれども、1,101万円というコロナウイルスワクチン接種の……（「建設じゃないよ」と呼ぶ者あり）違います

か。衛生費……

○【大谷俊樹委員長】 衛生費でも建設が関係しない、それは福祉保険のほうで上げていますので。（「失礼、関係していませんでした。では、結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。予算書の50ページ、51ページの商工費の人件費のところ、この時間外勤務手当が285万、増額補正なんですけれども、詳細を教えてください。

○【中道職員課長】 大変失礼いたしました。今回増額としましては、時間外手当のところが増えておるんですが、コロナ禍が明けてイベントの再開であるとか、そうしたところで実際に時間外がちょっと増えている。そして、それに伴ってやはり会議なども増えていますので、そうしたところで人件費が膨らんでいるというところがございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 商工費のところの具体的なイベントというのは、チーカとかあれではなくて、イベントで増えているんですか。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。まず、さくらフェスティバル、LINKくにたち、また市民まつり、消費生活展等々でございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。イベントで増えたということなんです。内部のことじゃなくて、承知しました。それから52、53ページのところの道路交通課さんのところで、車輛購入費が120万だったかな、減額補正されていると思うんです。120万2,000円ですか、車、100万減、安く買えたってすごいなと思うところだと思うんですけど、これ、内容がどうだったのかお伺いいたします。

○【松平道路交通課長】 こちら、市の道路パトロール、黄色く塗られたパトロール車につきまして、9月25日付で買えまして、不用額が減額させていただくんですけども、見積りのときは400万程度かかるだろうという中でやりましたけれども、入札結果によりまして、大幅に下がったと判断します。以上です。

○【稗田美菜子委員】 黄色の車のパトロールカーって特別に造るやつですか。どういう仕様なのかお伺いします。

○【松平道路交通課長】 塗装のほうも特別にしていまして、番号につきましても特車という形になるのかなと、ちょっと私も不勉強ではありますが、そういうふうを考えています。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。それからちょっと戻るんですけども、23ページのところの東福祉館のさっきの別の委員からもありました。ごめんなさい、ちょっと聞き逃してしまったので、もう一回伺いたいんですけども、令和5年の部分については900万の補正がかかっている、トータルで令和6年度までで1,356万の債務負担行為だと思うんですけども、二千幾らかかっているというようなところ、ごめんなさい、ちょっと意味が分からない、追っかけられなかったので教えていただければ。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。こちら令和5年、6年という形で予算が分かれるもので、トータルで2,256万1,000円。なぜこのように分けるかといいますと、今年もそうだったんですが、連休明けのときに既に猛暑、暑い時期があるので、なるべく早めに今年のうちから工事に着手させてもらって、そして、何とか連休明けには間に合わせたいということで、このようにさせていただきました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 その中で、当初予算に入っていた部分ではなくて、補正でこの900万を先にやった分という理解でいいんですか。

○【田代まちの振興課長】 ごめんなさい、当初予算というのは令和5年は当初予算ではないんですが、補正で上げさせてもらい、そして令和6年には当初予算という形になると思います。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 所管する委員会のところでは問題ないんですけども、他の委員会のところで問題がありますので、反対します。

○【小川宏美委員】 先ほど失礼しました。私も他の委員会の所管するところでの反対する箇所がありますので、本補正予算案には反対と致します。

○【青木健委員】 本補正予算案には賛成をしております。先ほど質疑の中で、街路灯の破損ですが、当て逃げということだったんですが、これガードレールも例えば今の湯楽の里のところですよ。多摩川の堤防道路から石田街道へ入るところ。あそこは度々やられていて、でも度々やられても何ら申し訳ないけど、対応されていないんですよ。もう当て逃げというか、当て得みたいな感じに思えるぐらいやられているのを防犯カメラもつけるわけでもないし、何もされていないわけですよ。ですから、やはり当たりやすい場所というのが特定できると思いますので、それらについては、今後は何らかのやはりしっかりと当て逃げを許さないというようなことができるような措置を取っていただきたいということを申し上げさせていただきまして、賛成をいたします。

○【藤江竜三委員】 私ちょっと当て逃げの件で意見を言いたいと思います。当て逃げ、意識を持って逃げられる方というのもいるかと思うんですけども、認知能力がちょっと低下していて、当て逃げをされてしまう方というのも結構いらっしゃるかと考えていて、そういった方って、最初のうちは小さい事故で済むかと思うんです。けれども、後々大きな事故になってしまう可能性もあります。最初の段階で、ある意味、被害届を出してしっかり当て逃げしちゃっていますよということを伝えるということは後の大きな事故を防ぐことにもつながると思いますので、そういった本当に引っかけやすいところとか、しっかり安心安全カメラをつけるというような対応もあるかと思いますが、当て逃げしてしまった方をちゃんと追跡できる、追跡するというのは、ほかの被害を防ぐことになると思います。その辺り、積極的にできるところがありましたら、取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。このタイミングなので、契約差金だったりとかということが多くあると思うんですけども、逆に言うところのタイミングだからこそ1年間振り返れるのかなと思います。特に、時間外手当が多く出た部署だったりだとか、どういう働き方をこの1年間したのかということを中心にきちんともう一度このタイミングで見させていただいて、お金の出入りだけではなくて働き方を見させていただいて、1年間どうだったのかということを中心に踏まえた上で、次の予算に向けて進んでいっていただきたいということを申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

○【山口智之委員】 私も賛成の立場で討論させていただきます。先ほどあった交通安全施設管理のところ、街灯というところで、私がよく行っている南部地域のほうはやはり相当暗いところですので、こういったところの電灯が切れて、すぐに交換できるというような体制を取っていただけることは大変ありがたいことですし、また、以前、道路交通課さんをお願いした歩道へのトラック、ダンプが乗り上げて縁石が壊れてしまうというところの事象をお願いしたところ、そこにポールも立ててい

ただいて、車が乗り上げないようにしていただいた。ここは通学路になっているところですので、そういった対応が早くしていただけるということで、こういった予算をしっかりと積んでいていただけるということはあるがたいなと思いますし、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひまして、賛成とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 全員の討論を頂きました。それでは、討論を打ち切り、採決に入ります。お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時58分休憩



午前11時14分再開

○【大谷俊樹委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(8) 第102号議案 有料公園施設の指定管理者の指定について

議題(9) 第103号議案 有料広場施設の指定管理者の指定について

○【大谷俊樹委員長】 第102号議案有料公園施設の指定管理者の指定についてと、第103号議案有料広場施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致しません。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 第102号議案有料公園施設の指定管理者の指定について、第103号議案有料広場施設の指定管理者の指定についての2議案につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、生活環境部環境政策課所管の公の施設の管理を行わせる者を指定するため、それぞれの施設につきまして、指定管理者及び指定期間について御審議を頂くものでございます。指定に当たりましては、指定期間、選定基準等につきまして、国立市指定管理者選定委員会の検討結果のとおり決定し、申請者から提出されました事業計画書等を同委員会において審査した後、庁議での確認を経まして、指定管理者候補者を選定しております。

指定管理者の指定についてですが、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定し、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。なお、補足資料と致しまして、候補者選定までの経過や検討結果につきましてまとめました建設環境委員会資料No.62を提出しております。第102号議案、第103号議案の補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か御質疑させていただきます。7月に出されております公の施設の指定管理者候補者の選定についてという資料も頂きましたけれども、その中では、文化・スポーツ振興財団が指定管理者としていいのではないかとというようなことであつたりだとか、あとは体育館とか芸小と一体化した管理が必要であつたりとか、いろいろなことが述べられている中で、公募によらないということを決めています。

その中でちょっとお伺ひしたいんですけれども、今回の建設環境委員会資料No.62の中にもあります

けれども、事業計画書を含む申請書類の提出を求めて、その申請書類を選定基準に基づく審査で今回審査をしたといったことですが、この申請書類というのは、事業計画書以外にどんなものが出されたのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 失礼いたしました。指定申請書並びに事業計画書、収支計画書、資格申請に関する申立書といったところの書類の御提出を頂いて、審査した経過となっております。以上になります。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。収支報告書と申立書ということ併せて頂いているということは分かりましたけども、それらの書類は市が出してくださいとお願いして出しているのか、財団のほうから直接出されているものなのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 今回、指定管理者の候補者としてということで財団を指名しましたので、その際において、我々からリクエストして提出されたといった経過になっておるか認識しております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。では、それらの書類がどの審査基準と対応しているのかということが決まっているのかどうかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 今回の指定管理者候補者の選定基準としましては、大きく5つ、市民の平等な利用の確保、施設利用率の向上、また、3つ目でサービスの向上、また経費の削減、最後に運営管理体制に必要な人的能力や物的能力があるかといったところを評価させていただいております。提出を頂いた計画書、収支報告書も含めて、該当項目について評価したといった経過になっておるところでございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。有料公園とか広場の中でコストの削減というのはどういったことを具体的に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 費用としては人件費と修繕費、また、光熱水費というところになるかとは考えておまして、特に修繕費をはじめとした、あと資材費のところを複数の見積りを取った上で一番低い業者——当然ですけれども——を選定するというような取組による経費削減。単年度で余剰金については返還するというようなところも含めての経過を見ての評価とされているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。あと利用者の利便性の確保みたいなお伺いしたいんですけども、選定基準の中で「施設の衛生管理は適切か」というような項目がありまして、丸をなされています。その中身を確認すると、「環境美化のため、利用者に対してごみの持ち帰りを指導することが明記されている。また、トイレのある施設は、定期的に安全衛生点検を実施することが明記されている」と書かれているんです。この衛生管理をちゃんとすることは明記されているんですが、それがちゃんと管理されているかどうかの確認をどのように行ったのか、お伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 評価項目の中で、その他の中に環境保護に配慮した取組と施設の衛生管理といったところを別途出させていただいております。ここの施設の衛生管理というところにつきましては、トイレもそうなんですけれども、利用者のごみの持ち帰りといったところの施設の衛生管理といったところをまず見た上で、トイレにつきましては、河川敷広場の仮設トイレが指定管理委託しているグラウンド上に設置してあるものがございますから、管理自体は我々市役所で行っているんですけれども、破損がないかですとか、そういった点検といったところをこの施設の衛生管理といった

ところの中に入れて見ていただいているというところでございます。

したがって、何かを具体的にやってといった報告を受けているというよりは、利用者の皆さんがスムーズに施設を利用できているか、気持ちよく利用できているかといったところの定性的な面からの評価になっているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。トイレの管理そのものは管理者は市であるけれども、利用者から例えば連絡が来たりしたら、それを財団が受けて市に連絡してみたいなことがスムーズにできているかどうかというところで確認をしたということだと思います。分かりました。

それからあと、数点お伺いしたいんですけども、中間報告とか5年間の債務負担行為で今回組まれているんですけども、中間報告はこれまで行われてきたのかどうかということと、これまで直近で行われていたんだとしたら、いつ頃行われたのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 指定管理者として委託しておるところで、指定管理者の実績評価ということで、年度評価を毎年度の事業報告書と併せて我々のほうでさせていただいているところがございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、利用団体へのヒアリング等を含めた市民の御意見というところも含めて今回御報告させていただいていると。一方で、今回の附帯意見でも頂戴したところなんですけれども、第三者による評価といったところをこの5か年の中で実施したかといった御質問につきましては、この5か年においては実施していないというところが現状ございまして、実施状況としては、冒頭申し上げました年度単位での評価と今回の選定委員会に向けての利用団体を中心とした評価、単年度の実績評価の中には、市民の皆様のアンケートの評価も含めて評価させていただいているところがございますが、いずれにしても、第三者が入った評価はこの5か年間の中、実施しなかったというところがございます。

○【稗田美菜子委員】 その単年度の評価は結果が公開されていますか、ホームページ等で公開されているかどうか、お伺いいたします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちら、国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、こちらの第14条に基づきまして、管理する公の施設に係る事業報告の提出ということの規定でございますので、それに基づいて提出されているということになります。公表されているかというところにつきましては、特に公表はしておりませんで、内部で市長まで確認を取っているというところになります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとそれからもう一点、債務負担行為がこの5年間で出されているんですけども、私の記憶の中でも途中で補正などを組まれたりしているんですけども、債務負担行為は上限額が決まっていると思うんですけども、そんな中でどうして変動が起きているのかというような理由を教えてください。

○【箕島政策経営課長】 まず、債務負担行為を設定している理由と申しますか、そこからお話しいたしますと、まず、今回につきましてなぞって言えば、ここでお認めいただいた後、指定管理者としての指定をしていきます。令和5年度内には相手方と基本協定という、いわゆる契約行為を結ぶこととなります。その根拠として、予算上の根拠としまして、予算として必要になってくると、債務負担行為が必要になってくるという状況になります。

今後のまず、その5年間の枠の中でその総額というところを定めますので、まずはその中で進行管理をしていくような状況になってまいります。場合によっては財団さんですと過年度の清算金を頂い

たりということもありますので、その増減の中で管理をしていきながら、最終年度については、場合によっては予算等で調整させていただくというようなことがございます。以上です。

○【青木健委員】 それでは頂いた建設環境委員会資料No.62です。これの3ページの4の「市による検討結果」ということについて、(2)のイとウの部分についてお伺いしたいと思うんですが、財団に委託をしていくということについては、トータルとして私はいいんだろうと思っております。というのは個々の競技ごとに専門団体に委託するということになる、これは手続、それから料金、様々な面で煩雑、それから高くなるということを考えますと、これはいいんだろうと思うんです。ただ、財団に委託することによって「より質の高いスポーツの振興及び市民サービスの提供」、「市民サービスの提供」については財団が十分な機能を果たせると思うんですけど、「より質の高いスポーツの振興」ということについては、ちょっと何か疑問に感じる部分があるんです。これはどういうことでそういう評価をされたのか、御答弁を頂きたいと思います。

○【鈴木環境政策課長】 このイとウで評価させていただいた形でございますけれども、基本的に体育協会さんなどの地域の団体や市内の小中学校、高校、大学含めた市民の皆さんとの連携、また、高齢者やしょうがいしゃを含めた多くの市民のスポーツニーズに関連する事業の展開という実績があるといったところの評価をさせていただいた上で、専門性というところにつきましては、市の環境政策課には専門のスポーツ知識を持った担当職員というのはございませんので、そういった意味では、財団の体育館のところには専門職員が配置されていて、なおかつ、体育協会をはじめとしたスポーツ団体との密なコミュニケーションにおけるスポーツ知識の蓄積といったところの実績があろうかと考えております。そういったところから高度なスポーツニーズに対応したサービスの提供が可能であろうというふうな評価をさせていただいているところです。以上です。

○【青木健委員】 ということは、市が持っているそのスポーツニーズの提供ということについては、ただ単なる場の提供の公平性だけになってくるんじゃないですか。スポーツそれぞれの競技の質ということではなくて、場の提供の公平性ということだけになってくるんじゃないか。その場の提供の公平性ということについても、例えばいつも言っていますけど、学校開放と総合体育館。今回はこれは総合体育館はちょっと別ですけど、同様に申込み時期のタイムラグがあって、それこそ専門的にやろうとしている団体であったとしても、一般のレクリエーションでやっている団体と同等に扱われているというのが現状なわけですよ。これらについては、少し見直しが必要ではないかと私自身は感じているところですけど、どうなんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 有料公園施設、テニスコート、野球場、サッカー場におきましては、一般市民の方、また専門的な技能を持ったチームスポーツが使われるといったところで、境目は設けていないところはございます。

一方で、団体登録というような形で、これは当然、一般市民の方も登録を頂ける形にはなりますが、そういったところでの優先抽せんといったような形でのカテゴリー分けはさせていただいているところではございますが、殊、よりプロに近いようなチームスポーツが優先的に場所を使えるといったような現状にはなっていないというところになります。

○【青木健委員】 スポーツ振興ということで私も携わっているわけですけど、2つの考え方があるんですよ。1つはトップ選手を育てる、育成していくということ、それともう1つは、底辺、裾野を広げるということの2つがあるわけですよ。ということは国立市においては、裾野を広げるということについて重点を置いた、この施策を展開をしているということで理解をしてよろしいんですか。

○【鈴木環境政策課長】 殊、野球、サッカー、テニスといったところにつきましては、委員が御指摘いただいたようなところでいきますと、うちの課の所管のところにつきましては、裾野を広げるといった形での施策展開が中心になっているところにはなってございます。

○【青木健委員】 それは基礎自治体として、私は考え方として間違っていないと思います。ただ、やはりそのトップ選手を目指すという方もいらっしゃるわけですから、そうすると今度はウのほうの連携の問題になってくると思うんです。小中学校、高校、大学。小中学校は各競技団体が預かっていると思いますのでちょっと分からないですけど、高校、大学になると、これはもう高体連であるとか学連ということで、全く別な組織に子供たちは加入をして、競技を続けていくことになるんですよ。ここの連携というのはどういうふうにできているんですか。例えばもう一言言うと、高校はあれとしても市内には東京女子体育大学という体育を通して指導の専門家になる人材を育成する教育機関があるわけですよ。ここと連携は取れているんですか。

○【鈴木環境政策課長】 東京女子体育大学さんをはじめとしたスポーツレクリエーションの専門知識を有する機関との連携というところでございますけれども、今回指定管理者として選定させていただいている財団の理事や評議員として、東京女子体育大学の教員の方を委嘱させていただいているとともに、学生も含めてスポーツレクリエーション事業に関する企画や運営にも参加いただいているところはございます。そういった中での連携といったところは、トップ層としてのスポーツの振興というところに一定程度資する形になっておるかなとは認識しております。

○【青木健委員】 ちょっと理解できないような部分もありますけど、行政としては、その辺は精いっぱい努力をされているということについては理解をさせてもらいたいと思います。財団が受けて、その下で体育協会もあるわけですよ。ただ、体育協会自体が今、各競技の専門家が集まっているというわけではないわけですから、その辺についてもしっかりと見極めていただきたいということを申し添えさせていただいて終わります。

○【山口智之委員】 指定管理者の指定に係る選定審査についての報告というのを頂いております、この中で、おおむね評価が丸で、1点だけ三角があるというところでは、「サービス向上のための取組が図られているか」というところの「①利用者への応接等の職員研修は計画しているのか」、ここだけが三角となっております。ここに意見が入っているのかと思うんですけども、これについてのアンサーというのは求めていくんですか、答えは。

○【鈴木環境政策課長】 市民向けのサービスの充実というところにおきましては、接遇、気持ちよく使っていただくということが非常に大切なところかと認識、考えております。今回、御指摘頂戴しているところも含めてになりますけれども、利用者のアンケートを取らせていただきますと、接遇が標準よりいいというところのアンケートの回答率が9割を超えているところはございますので、現状、財団の職員の接遇対応に問題があるというふうには認識していないところはございますが、財団以外に委託するケースもあるというところがございまして、例えばで言うとシルバー人材センターの方に市民対応をお願いするような場面があったりといったところがございます。

そういったところの接遇の均一化といいますか、同じレベル感まで持っていくようにといったことで附帯意見を頂戴しているところと認識しておりますので、今後5年間の指定管理者の期間の中で、その接遇の研修といったものは広く関連するところ全てに展開して行ってほしいといった形でお願い、協議していきたいと考えております。

○【山口智之委員】 今の御説明ですと、その研修は計画されているのかということに関して三角

で、研修をしてくださいねと、具体的な計画を出してくださいという要望になっているかと思うんですけども、出してもらうとかもらわないというところに求めるんですかということを知りたいんですが。

○【鈴木環境政策課長】 失礼しました。今後、指定管理者を選定した後に、毎年度、年次計画といった形で計画書が出されるかと思っておりますので、その中で研修計画については確認、協議していきたいと考えております。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。青木委員。

○【青木健委員】 この第102号議案、第103号議案については、賛成をしてみたいです。その上で、意見を言わせていただきたいと思いますが、第102号議案は有料公園施設の指定管理、第103号議案については、有料広場施設の指定管理ということですので、ちょっとそれよりも踏み込んでしまった質疑をさせていただきましたけど、ただ、ぜひこれから考えていただきたいのは、やはり競技団体についてなんですよね。

1つは、トップアスリートを育成するために頑張っている団体、それと青少年の健全育成に向けて頑張っている団体、これらの団体がやはり市内にあるわけです。それと単なるレクリエーション、単なるレクリエーションというのは失礼かもしれないですけど、レクリエーションでその場所を使って、競技あるいはその競技に近いものを行っている方たち、そしてまた、ごく少数だけで場を占有してしまうような人たちと、前段で申し上げた競技団体等は同等のレベルで扱われるということについては、非常にこれは違和感なり問題があるのではないかと私自身は思っております。ぜひその辺、365日全日程をそういう団体のみ優先して貸せというようなことは言いません。ただ、全日程の中で、例えばこの月間はとか、この週間はとかそういうことでいいから差別化をしてもらいたいということは思いますので、ぜひその辺については、これは副市長が財団のトップでありますので、副市長の下、研究をしていただきたいというふうなことだけお願いをさせていただいて賛成の討論に致します。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。指定管理者選定委員会が行った公の施設の指定管理者候補者の選定についての報告を基に資料が出されて、指定管理者の指定に係る選定審査についてもこの2つですよ、出している。根拠の1つとして本議案が出ていると思います。

したがって、委員会がどういう意見を出しているのかということを知りたいことを市としてはきちんと受け止めて対応しなければ、そこには指定管理者と申請者側の間の緊張感が働かないと考えております。まず、選定についての検討結果におきましては、附帯事項として、選定基準の評価の観点が複数記載されているものについてはそれぞれについて評価した上で、項目ごとの評価が行えるように選定基準を修正されたいと委員会から意見が出たときに、すぐにそれらを反映して、選定審査の段階では小項目で、小さな項目ごとに評価できるように調整していただいたことは評価させていただきたいと思っております。

しかしながら、その一方で、公募によらない根拠としてこれまでの実績があるということを知りたいんですけども、そもそもこの実績って比較対象がなくて、客観的な評価がない中での実績評価となりますので、根拠が少し乏しいのかなと私は考えます。

の建設環境委員会資料No.62の附帯意見にあるように、私、こちらは全部取り組んでいただきたいと思
いますね。じゃないと公募によらないことの原因がちょっと少なくなっちゃうのかなという気が致し
ますので、客観的な評価のために外部評価をしていただきたいと思ひますし、これ全体だと思ひます
けど、受付の接遇の話が出ておりますね。

ほか、キャッシュレス決済の導入ですとか利便性向上に向けた取組ですとか、「収入の向上及び支
出の削減に努め、その目標を収支計画に反映されたい」。とても大切なことだと思ひますので、ぜひ
こういう取組はやっていただいて、この5年間でどのような運営がなされるのか非常に注目をし
たいと意見を言っておきます。以上です。ごめんなさい、それと選定委員会、女性が1人もいないと
いうのは私、これね、問題だと思ひますね。しっかりジェンダーバランスに合わせてやっていただき
たいと強く言っておきます。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。まず、第102号議案についてお諮りいたします。
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第103号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席を
していただいて結構です。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 国立市地球温暖化対策実行計画(素案)について

○【大谷俊樹委員長】 それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)国立市地球温暖化対策実行計画(素案)についてに入ります。

当局から報告を願います。環境政策課長。

○【鈴木環境政策課長】 では、国立市地球温暖化対策実行計画(素案)につきまして、御報告、御
説明させていただければと思ひます。

お手元の資料、まず、目次で全体構成を御説明させていただければと思ひますが、まず、第1章と
して基本的事項と背景といった形で、国際的な動向から国、東京都の動向、以下といったところを説
明させていただいております。第2章のところでは区域施策編という形で、これが国立市域、市民の皆
様、事業者の皆様を含めまして取り組む形の計画になっております。第3章が事務事業編という形で、
国立市役所が事業者として取り組むべき課題、計画になっております。ページをおめくりいただきま
して、第4章が地域気候変動適応計画といった形で、気温が上昇した社会において、こういった形で
の適応を我々としては取り組んでいくべきかといったところをまとめておるといったような、大きく
3つの計画を内包した全体像となっているところでございます。

では、本文の1ページになりますけれども、前段のところはちょっとはしりながら説明させていただければと考えておりますが、策定の趣旨といったところは、皆さん御承知のとおり、地球温暖化、気候変動が国際的にも議論されている中で、ゼロカーボンシティを当市でも令和3年の定例会における施政方針演説の中で表明したといったところから、当市の取組は深まっていったところがございます。計画の期間といったところを申し上げておきますと、あくまで2030年までの計画となっているところがございます。

ページおめくりいただきまして、2ページ目です。計画の位置づけ、国や東京都との計画や市の上位計画との関係性を示させていただいております、2ページ目の下のところで、計画策定の経過といったところになるんですけれども、昨年度、ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップといった中で、市のポテンシャルですとか、どういった取組が考えられるかといったところを整理させていただきました。その中では、市民や市内の事業者さんからのアンケート、小中学生へのアンケートを踏まえたような形で取りまとめた経過がございます。さらに今年度、市民ワークショップというような形で7月から8、9月の計3回ワークショップを行いまして、それぞれ頂いた意見をこの実行計画の中でも取り込んだ形で取りまとめているというところになります。

3ページ目からは国際的な動向の話になりまして、3ページ飛んで、次が4ページ目です。地球温暖化の影響が、現状、1.09度まで上昇していますよといったようなところの話で、右側の5ページ目が、国際的な動きとして2015年のパリ協定、これまで任意の国の参加だったものが、全世界、全ての国が参加する合意といったことで2016年に発効しましたが、国際的にはこのパリ協定を踏まえて考えが進められておると。最終的な着地点としては、1.5度といったような気温上昇を超えると、より加速度的に温暖化の影響が強まっていくということがありまして、1.5度までにどうやって世界的に抑えていこうかといったところの考えがベースになっております。

次の6ページ目のところが、我が国としての取組というところでございますが、2020年に菅総理のほうでカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すといったようなことが打ち出されたといったところでございます、右側7ページ目のところで、ここちょっと御説明申し上げますと、国がカーボンニュートラルを目指していくといったような中で、エネルギーの需給見通しをどうしていくかといったところが、まず一番大枠の中では非常に大切なところになってこようかなと考えております。資源エネルギー庁が見通しております2030年におけるエネルギー需給の見通しといったところが下のところの表になってございまして、上から石油、石炭、LNGがいわゆる化石燃料による電源構成という形ですね。これ3個を合わせますと、41%という数字でございます。2030年時点で原子力の再稼働を中心に進めていくことで、20から22%稼働構成に寄与すると。再生可能エネルギーが36から38を想定すると。

令和3年度、現在の数字はどうかといったところでいきますと、化石燃料の割合が約7割超えるぐらい。これを41%まで下げた上で、一方で、現状、原子力の電源構成が6.9%だそうでございますので、これを2030年に向けては20から22に上げていくと。再エネは現状、約20%。これを倍増させるというような取組というか見通しも含めて、国のほうでは想定しております。したがって、2030年段階におきましては、原子力と再エネ、いわゆるCO₂を出さない脱炭素化したエネルギーで足し込みますと、7割の電力が既に……、7割じゃないですかね。6割ですね。失礼いたしました。約6割の電力が脱炭素化を図られているといったところが前提の計画となっているところがございます。これを踏まえますと、2030年の電力の排出係数が0.25になるという世界を見越しております、

それを基にこの計画を立てているところでございます。

次の8ページ目が、各地域での脱炭素のロードマップを検討して進めていきたいと思いますよという国の施策に基づいた取組といったところ。右側の9ページからが東京都の動きということになってございます。東京都は、カーボンハーフといったような形を掲げておまして、2013年比で、2030年度までには55%の削減といったような取組を想定しているところでございます。次の10ページ目で、東京都のほかの自治体と比して特徴的な取組に、新築建物に対する太陽光発電の義務化といったところがございまして、これの説明をさせていただいております。

右側の11ページ目が、コラムというような形で緩和と適応。緩和というのが、要はCO₂をはじめとした温室効果ガスを削減していくための取組。一方で、適応というのが、影響に備える。この絵のところで見いただきますと分かりやすいんですが、熱中症予防であったり、災害に備えるであったり、感染症対策の適応といったところの考えが一方であるといったところをコラム的にまとめさせていただいております。

次の12ページ目からが区域施策編の本編といったような形になりまして、最初のページは国立市の特徴です。位置・地勢であったり、気候といったところを載せさせていただいております。ページ進ませていただきまして、14ページ目で国立市の経済的条件、温暖化対策が負担をかけるばかりではなく、それによるメリットがどういった形で考えられようかといったところをお示しさせていただいておりますが、現状、国立市から域外にエネルギー代金といったところで外部から当然買ってあるわけですから、133億円の流出があると。一方で、域内で太陽光で電力を創出していくことで、そういった所得を取り戻していく。ひいては地域活性化につながるといったところが、考え方として提示できようかといったところのまとめになってございます。

15ページは人口構成の推移で、次のページで16ページ……

○【大谷俊樹委員長】 ある程度の章でまとめて説明できないですか。1ページ、1ページ説明しないでいいよ。どうせ質疑されるんだから。

○【鈴木環境政策課長】 失礼しました。ちょっと進めます。申し訳ないです。そういった前提がございまして、19ページ目で国立市における温室効果ガスの排出量の現状といった形を説明させていただいております。現状は、市域全体で255千トンCO₂ということで、基準年度の2013年に比べますと10.9%の減少となっておりますところでございます。ページおめくりいただいて、21ページ目で、殊、二酸化炭素の現状について御説明させていただいております。我々で取り組む、対応が可能なところのガスとしては二酸化炭素ということで、ここが取組の中心になってこようかと思っております。次の22ページ目のところで、今後の2030年の温室効果ガスの着地点を見越しておる現状趨勢ケースといった形で、今後追加的な対策を行わない場合の温室効果ガスの排出量を想定しているものになってございまして、これが27万3,000トンCO₂を人口の増加や経済の成長を基に想定しているところでございます。

23ページから国立市における、どういった形で温室効果ガスが削減できるかというポテンシャルというところを示させていただいております。3つ示させていただいております。まず、省エネルギーによるポテンシャルが73.1千トンCO₂ある。次のページをおめくりいただいて、再生可能エネルギーのポテンシャルをお示しさせていただいているところがございまして、25ページ目で森林吸収量のポテンシャルでございまして、森林吸収量といったところの考えにのっとりまして、再エネや省エネと比べますと、その吸収量自体は非常に少ないといったところは現状ございまして、殊、国立市の中

には森林がないといったところも含めて、友好都市交流としての連携といったところを想定しているところがございます。

26、27ページで市民ワークショップの取組の中で御意見いただいたものを将来ビジョンという形で26ページのところに反映させて……

○【大谷俊樹委員長】 ここで説明の途中なんですけど、昼食休憩と致します。

午前11時57分休憩



午後1時1分再開

○【大谷俊樹委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、報告事項(1)国立市地球温暖化対策実行計画（素案）についての引き続きの説明をよろしく願いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 説明のほうを引き続きさせていただきます。ポイントを絞って説明させていただければと思います。

30ページからなるろうかと思いますが、市域の温室効果ガス削減の目標設定といったところに入ろうかと思いますが、大きく3つ設定させていただいております。省エネルギーの促進による削減ということで、これは国の温対計画を踏まえた形の数字が主となっております。73.1千トンCO₂、プラス市域の追加的施策がございます。2番、再生可能エネルギーで、表中でございます数値の削減、導入を見込んでおります。CO₂以外の温室効果ガスの削減が国の計画に基づいて進むと。ページおめくりいただきまして、これで33ページ目のところになりますけれども、総体で省エネルギー、再生可能エネルギー、CO₂以外の削減効果を踏まえると、2013年度比で60%以上の削減を目標としていくところでございます。

続きまして、ページおめくりいただきまして、どういった形での取組をしていくかというところで、34ページのところに4つの体系をお示しさせていただいております。省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、脱炭素まちづくりの推進と横断的取組という形で、1つ目が省エネルギーの促進という形で、35ページになりますけれども、ここに記載させていただいているような指標のところに向けて、国の温対計画に基づいたような形を、市でそれを上乗せ、補助するような形で推進していきたいと考えてございます。36ページ、37ページで、どういった形での取組かといったところを御説明させていただいております。38ページからはコラムになってございますので、御承知おきいただければと思います。

42ページのところで、再生可能エネルギーの導入といったところの構成を説明させていただいております。4.1千トンCO₂と表中でございますのは、具体的にパネルを載せる数字。18.2千トンCO₂が再生可能エネルギー、電力会社の切替えといったところの見込みの数値となっております。43ページ以降でその内容について御説明させていただいているような内容になってございます。

続きまして、46ページのところで、脱炭素型まちづくりの推進といったような形で、ここがいわゆる、緑ですとか、ウォーカブルなまちづくり、また、EVといったような交通機関の脱炭素も含めまして、歩きやすい緑のあるまちといったところの考え方をお示しさせていただいております。

次の48ページ目、これが横断的取組といった形で記載させていただいておりますが、環境教育であ

ったり、地域における温暖化対策への周知、共有といったようなところの取組について述べさせていただいているところがございます。以上が、区域施策編の概要になってございます。

49ページからが、市役所の取組としての事務事業編となっておりまして、51ページに市役所の排出量の現状を説明させていただいております。これも区域施策編と同様に、2013年度を基準年度として、現状においては24.1%まで削減できているよといったような現状報告とさせていただいております。次の52ページ目のところで目標値を66と設定させていただいております、これは区域施策編のところの業務部門に市役所が該当します、その数値を踏まえた数字になっているところがございます。53ページ目のところで、再エネの導入、公共施設における省エネ、あとカーボンオフセットといったような取組を中心に、それぞれの削減目標値をマトリックス表というか、表にさせていただいております。

具体的に54ページ目から、それぞれの取組の御説明をさせていただいております、まず、54ページ目で再生可能エネルギー、太陽光発電設備の導入についての御説明、また、再エネ電力の導入といったようなところの説明をさせていただいております。右側55ページ目が、公共建築物による省エネルギー化といったところで、ZEB化の推進、またLED化といったようなところの省エネ機器の導入というようなところを主眼にさせていただいております。

ページおめくりいただきまして、57ページ、右側のページです。カーボンオフセット事業の推進という形で、現状も取り組んでおります北秋田市との連携協定の中での事業推進。また、カーボンニュートラル都市ガスといったような新しい概念を、現状、東京ガスさんと連携協定を結んでいこうといったような話もございまして、そういった中で推進していくことを想定しております。続いて、58、59ページで庁用車のEV化並びに市職員の取組といったようなところをまとめさせていただいております。以上が事務事業といった形で、市役所の取組になってございます。

60ページ目からが、適応計画といったような形で、温暖化が進んだ社会における対応ということです。影響が考えられる分野ということで、右側の61ページのところで、災害、いわゆる台風の強大化や水害の増加の可能性に対する対応で、2つ目が健康に対する対応です。中心は熱中症になりますけれども、熱中症で町なかで倒れたりした場合の救護所みたいなものをちゃんと整備していこうね。また、デング熱といったような、これまでなかったような感染症が拡大するおそれといったところを述べさせていただいております。

農業における影響ですとか、次のページ、自然・生態系への影響、これも既存種の減少・絶滅や外来種の増加といったようなところのモニタリングをしていかなければといったところを、具体的な取組を62ページ以下で、災害への対応、次のページ、64ページ目で、健康、農業、自然・生態系への対応といった形で取りまとめさせていただいております。

66ページ目で、計画の主体、国立市、市民、事業者、それぞれの取組を進めていく形で想定しておるところをまとめさせていただいて、68ページ以降が資料編という形で、まずは市民アンケートの結果を68ページ以下、まとめております。今年度実施しましたワークショップにつきましては、75ページから取りまとめさせていただいてお示しさせていただいているところがございます。以上の形で、計画のほうを今回、素案という形で取りまとめさせていただきましたので、報告させていただきました。以上となります。

○【大谷俊樹委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 どうもありがとうございました。大変多くのページにわたる問題をよく整理され

ているということについては御礼申し上げたいと思います。その上で、報告事項なので、端的に2点だけ伺いたいと思うんですけど、まず、47ページにあります「ウォークブルなまちづくりの推進」ということです。マイカーに依存しないライフスタイルということなんですが、これ現実的にはどうやって実現しようとされているんですか。

○【鈴木環境政策課長】 現状におきましても、国立市で交通手段の利用率といったところで、多摩地域内において自転車の割合が高いといったような市の特徴がございます。さらにこれをどうやって、そういったビークルに依存しない形のまちづくりをしていくかといったところにつきましては、健康まちづくり戦略の中でもお示しさせていただいているような形で、歩きやすい道路整備であったり、気軽に休憩できるような場所を造っていくといったようなところを踏まえてのまちづくりを想定しているところになってございます。

○【青木健委員】 それは日中の散策や何かになってきますよね、主なものについては。要は、通勤・通学の人たちなんですけど、この間の一般質問でもさせていただきました交通不便地域というものがあるんですよ、実際。交通不便地域から通勤・通学なんかで、いわゆるマイカーですよ。マイカーを使って駅まで送っていくということが日常的な交通の移動手段として行われていますので、その辺について抑制できるように、ひとつ施策を検討していただきたいというか、具体的にこの間私は、レベル4による自動運転のものを提案させていただきましたので、そういうことについてもぜひ検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、庁用車のEV化ということでおっしゃられていたんですけど、CO₂の削減という1つの面ではいいのかもしれないんですけど、ただそれは、自動車というその単体からなんですよ。大本の電気の消費ということになってくると、それは再エネを使っているからというようなことでおっしゃるかもしれないんですけど、その再エネだって、ベースロード電源がなければできないことであるし、それともう1つ言わせていただきたいのが、関口市政のときにEVの充電スタンド造りましたよね。結局、利用者数が多くなって、東電から電気買ってたという本末転倒のことをやっているわけですよ。

だから、EV化も1つのそれは、CO₂という面ではいいのかもしれないんですけど、これは質疑ではなくて、私の要望として申し上げますけど、ややこれから1つ考えなきゃいけないのは、水素化の問題だろうと思っております。水素化、排出されるのは水ですから、あれは。EVよりもよっぽど環境的な負荷に関しては低いものがあります。ただし、国立市の周辺を見てみると、直近にある水素スタンドは八王子の高倉町なんですよ。3・3・2をずっと甲州街道との合流点、あそこまで行かないと——旧甲州街道か——の合流点まで行かないとないですよ。東のほうを見ると、杉並区の井ノ頭通り沿いにたしか1軒あったと思うんですけど、あとは有明にあるのと、それから芝公園だったかな。にあるのぐらいしか、私の知っている限りでないですよ。とにかく、うちの市から見ますと、直近が八王子の高倉ですから、ぜひ、水素スタンドを市内に造るような努力もしていただけたら、水素カー、もっと普及するんじゃないかなということを思いますので、お願いをさせていただきたいと思います。以上です。

○【山口智之委員】 7ページのところです。エネルギー需給見通しのところで、これ、本会議のときにも黒澤部長が触れていましたけれども、原子力を現在の6.9から20%か22%に上げると。これがこの前提になっているかと思います。20%から22%上げるというところで、これ私、調べたところによりますと、今、原発が9基稼働していて、これを20から22まで上げるには全部で30基、今停止して

いる24基中21基を動かさなきゃいけないというところになりますと、60%やるがために原子力を動かす、原発を動かすというのは本末転倒しているんじゃないかなと思うのと、もしこれ、原発を今のままで維持したら、目標ってどれぐらい下がるのか。60%では何%ぐらいになるかということとは分かりますか。

○【鈴木環境政策課長】 国のエネルギー見通しの中での目標設定になっているところがございまして、御質疑の原子力の現状6.9%から20から22を想定しているところの、なかった場合といったお話でございまして、数値的などところで具体的に御説明申し上げますと、42ページ目のところに電力会社の排出係数の削減分といったようなところで、43.5千トンCO₂といったような数字がございまして、ちょっと具体的に原子力の稼働分でどれくらい下がるかといったところはあるんですけども、例えばこれが半分の20になったとした場合に、20千トンCO₂減らないわけがございまして、もとの2013年の数字が287千トンCO₂でございまして、1%と、あと、加えて言うと、省エネの削減分のところの73.1のところにも0.25の排出係数を踏まえた数字が記載されておりますので、それも加えて考えますと、1%から2%程度下振れするという数字ですかね。

○【山口智之委員】 そんなもんで済むんですか。

○【鈴木環境政策課長】 私もちよっと想定していなかったところとございまして、今分かる範囲で考えますと、といった数字になるところとございまして。

○【山口智之委員】 たしか国の削減目標は、ここにあるように46%で、さらに高みをとということと50%ということなんですよ。今国立市が60%で、背伸びをして原子力まで入れ込んで60%にしているようにしか見えなくて、そこまでしなくてもいいのかなというふうなことを思うんです。公明党としましても、原発に依存しない社会を、今現在動いているものと、あと地元の協力が得られる、理解が得られるところは動かしてもいいということですけども、最終的にやっぱり原発に依存しないという考えですので、このところは何か無理しているような気がして。また、再エネのところでも、水力、バイオマス、地熱、風力、太陽光熱、太陽光発電というところで、国立としてできるのは太陽光だけです。それもやはり限度があると思うので、もうちょっと現実味のあるほうがいいのかと思うんですけども、その辺のところはまだ考えてないですね、原子力を外した場合とかいう。

○【鈴木環境政策課長】 あくまで御指摘いただいている原子力発電、再生可能エネルギーがどういった構成になるかといったところは、国の計画に基づいて、いわゆる外部寄与分といった形で想定しているところではございまして、市役所の計画の中でそれがどうなるかこうなるかといったようなシミュレーションは現状していないところではございまして、何ともお答えしづらいところはありますが、市の計画に限って言えば、当然にポテンシャルは太陽光しかないといったところも踏まえた上での省エネと再生可能エネルギーの設置といったところの計画内容となっているところとございまして。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。まず、30ページのところで、「ペットボトルごみのリサイクルの推進」、これは水平リサイクルのことだと思うんですね。これ、米印ついていて、「市内から排出されるペットボトルごみの量を踏まえて設定」とあるんですけど、どんなふうに踏まえて、どういうふうに算出したのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 40ページのところに、ペットボトルの水平リサイクルの考え方を示させていただいておりますので、これまでのプラスチックのリサイクル、ペットボトルのリサイクルは、だんだんとプラスチックの質が下がっていく製品になっていくといったところを水平にボトル・ツ

一・ボトル、それによって資源量の節約が見込まれるといったようなところを含めて、水平リサイクルをしない場合と比べて60%のCO₂の削減が図られるといったようなところから、ペットボトル量の年間排出量を掛け合わせて、0.5千トンCO₂程度が見込まれるというような形で計画に記載させていただいているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、人口に対してこれぐらいペットボトルが出ますよという純粋なペットボトルの数で、マイボトルの推進とかそういうことを加味しているわけではないということでもよろしいんですかね。

○【鈴木環境政策課長】 そうですね。当然、マイボトルの推進というような観点は重要かとは思いますが、この計画の中におきましては、総量に掛け合わせた数値で計算しているというような内容になってございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。人が増えていくのは、横ばいだったり増えていたりということと考えたりすると、ごみの量は当然増えていく。ペットボトルの量も増えていく。そうすると、必然的にこれは上がっていくんですけども、その一方で、市内に関しては、マイボトルの推進は書いてあるんですけど、市民に対してマイボトルの推進という内容は多分ここには載っていないで、市役所を事業所として考えたときのマイボトルの推進は明記されているんですけど。だから、マイボトルの推進というところで、本当は実際にはどの程度影響するのかということまでは加味していないということは理解をしました。ただ、現実問題としては、そうやって影響してくる数値が出てくるのかなと思ったのでちょっと伺ってみました。

それから、55ページのところで、これからの公共建築物に対する省エネルギー化の徹底ということで、ここについてはZEBレディーを、これからはZEBレディー相当以上ということで入れているんですけども、ZEBが創エネひっくるめて一番いい。魔法瓶みたいなというんですかね、外気等の影響が少ないみたいなもので、その下にニアリーZEBがあって、ここまで創エネも含めると。自分のところでエネルギーも創るし外に排出することもない。その下がZEBレディーというところだと思うんですけども、ここまで、ニアリーZEBじゃなくて、創エネありきじゃなくて、ZEBレディーまで下げたと言うと変ですけども、ここまでにした理由は何だったのかお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 計画の区域施策編、事務事業編、いずれも基本的には国の定める2030年の姿に準じた数値にさせていただいているところはございます。国の建物の実行計画の中ではZEBレディーを目指すと言われていたところがありまして、自治体におかれてもそれに準じた対応を求められておりますので、少なくともZEBレディーはというような記載。さらにそれ以上のニアリーZEBであったりといったところは、建物の新築の際において別途考えていくべき課題かなと思っております。

○【稗田美菜子委員】 実際のところはどこまでできるんですかね。ZEBレディー相当というのは、ZEBレディーまでというイメージでいらっしゃるのか、相当以上だから、基本的にニアリーZEBぐらいを目指してということなのか。どれぐらいの意識で書かれているんですかね。

○【鈴木環境政策課長】 計画の中ではZEBレディー相当以上とさせていただいておりますが、昨今のZEBがどのくらいまで見込まれるかというような仕様の中の話でいきますと、これがZEBレディー50なわけですけども、もう少し上振れするような数字の建築物というのは、ランニングコストがペイできるような金額でもできるというような話は聞いておりますので、ZEBレディーを踏まえた上でより一層のというところは、環境政策課としては考えていきたいなと思っております。

ございます。

○【近藤建築営繕課長】 ちょっと補足させていただければと思うんですけども、ZEBシリーズです。基本的に、省エネ50%というのは、どの大きさ、どの用途でもできるんですけども、創エネとなると、使うエネルギーを多く消費しないと創エネということができないということになりますので、工場とかそういったものは多くエネルギーを使うのでZEB化というのはしやすいんです。けど、あまりエネルギーを使わない施設になりますと、創エネをしても無駄になってしまうので、それはZEBレディー相当という形になる、用途によってその辺りが変わってくるということになります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、国立市内にある公共施設、これから建て替えるものについては、どれぐらいの規模でどこのイメージ、全然それが分からないんですけど、ZEBレディー相当のもの建物が、これから更新施設について多いのか、それともニアリーZEBまで行けるような施設なのか。規模はどんな感じなんですかね。

○【近藤建築営繕課長】 恐らくですけども、やはりZEBレディー相当ぐらいになるのではないかなと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。ZEBレディー相当ぐらいで。そこについては、これから先は、実際に建て替えるとなったら、調査等するというところでよろしいですかね。

○【近藤建築営繕課長】 設計の中でそういった調査をさせていただきます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

では、48ページのところで、「ゼロカーボンシティ実現に向けた横断的取組の推進」の中で、「(仮)地域総合商社の設立検討」、一番下ですかね。「国立市のエネルギーマネジメントの仕組みの検討」の中で、「(仮)地域総合商社の設立検討」というのがあるんですよ。これは一体。省エネの電力調達・販売のほか、商業活性化。どういうイメージでどんな形のことをするのか。創エネのことなのか。ちょっとお伺いいたします。

○【鈴木環境政策課長】 ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの中で、こういった各自治体における電力会社といったものが今つくられているようなところがあります。具体的な取組というところまでいくと、分かりやすく現実的なところまでいくと、脱FIT電力を市のほうで買い取って域内で消費するというような仲介をしたりですか、また、再生可能エネルギーを一括購入して、それを販売していくといったようなところが現実的に考えられるようなところ。地域内でなかなか大規模な再生可能エネルギーの発電といったところまでは、国立市においては難しいところがあるかなとは思いますが、そういったところでの仲介ですか、また一方で、市民への周知というような、地球温暖化対策の市民運動へのトリガーになっていくような運動を受け持ってもらえるような組織体が将来的には考えられようかなといったような中で記載させていただいているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 そういうところを探して委託するみたいなイメージなんですか。それとも、それをゼロから直営でやっていくということですかね。

○【鈴木環境政策課長】 そういう意味では、ここに記載させていただいております想定されているものは、市のほうで新たな組織をつくって、それを使ってというような形を考えております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。それから、再生可能エネルギーのところでお伺いたいんですけども、ページで言うと、24ページと44ページのところで出ているんですが、

24ページのところでは、再生可能エネルギーの種類、具体的にポテンシャルという計算をするために太陽光発電、風力とか、中小の水道発電とか地熱発電というのは、国立市ではなかなか難しいということで書いてあるんですが、その一方で、44ページでは、水素エネルギーとか熱エネルギーの活用とか、小水力発電とか太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入可能性については研究していきますよとお話しされています。

例えば、バイオマス発電だとか、バイオエタノールを使った車、カーボンニュートラルですよ。ゼロカーボンシティもそうですけど、カーボンニュートラルにしていくというまず取組の中で、あとはいろんなので、例えば、車のホンダとかだと、藻を使った、水に生える藻ですね。藻を使ったバイオエネルギーですね。バイオエタノールだったりだとか。だから、それをやっているのは、水田、休耕地、休田地というんですかね。昔、水田だったところでもうやらなくなったところに藻を生やして、その藻からバイオエタノールを取り出して、地域内での車はそのバイオエタノールで回すというカーボンニュートラルですけど、その考え方だったりだとか、廃熱利用だったりとか、あとは床発電とかありますよね。重力、重さによって発電をすることか。いろんな様々なものがあると思うんです。

例えば、ソーラーパネルについても、太陽光発電についても、ガラス状のものもありますよね、今。海城高校のサイエンスセンターは、全面ガラスの建物の中で子供たちがいろんな科学実験をしたりするんですけど、そこが全部ガラスでできているもので、遮熱効果もあって、そのガラスそのものが発電効果を持っているガラスであると。教育的な観点が強いところなので、そういうものを入れ込んで、学習も含めてという意味だと思いますけども、そういった様々な新しい技術について、なかなか手が出しづらかったりというのは分からなくないんですけども、どこまでどう研究して、それこそ国立市だから、どこでデコ活していきますかといったときに、エッジが効くところとか、これをやっていきますというのがフラグみたいに必要じゃないかなと思うんですけど、その辺はどんなふうにお考えなんですか。

○【鈴木環境政策課長】 御指摘のとおり、24ページのところの、いわゆるポテンシャルレベルでどのくらい市内に流通されるかといったところはなかなか難しいところはあるまして、44ページ目のところの中で、委員御指摘いただいたような将来的な技術の中で、現状の太陽光パネルのポテンシャルって、いわゆる屋根上のパネルや、直置きのパネルというようなところのポテンシャル量になっておりますので、ポチの2つ目のところにありますような、舗装型の太陽光パネルやペロブスカイトといったような折り曲げられて貼り付けられるような技術革新があると、さらにポテンシャル量は上がっていくであろうと。そういった新技術による地産地消型のエネルギーを国立市のまず事務事業者として、どこかの形で実現していければいいなといった思いはございますので、ここの③番のところの将来的な想定はまとめさせていただいておるところでございます。

○【稗田美菜子委員】 そうなんだと思うんです、確かに。今御説明があったように、舗装型、要するに塗ってできるものですよ。とか、あるいは、さっき言ったペロブスカイト型とって、板状じゃなくてもできるというのってすごく大事なことだと思う……

○【大谷俊樹委員長】 舗装型は塗装じゃないよ。舗装。

○【稗田美菜子委員】 あっ、舗装。舗装型ね。ああ、そうですね。塗布ですもんね。そうですね。舗装型ね。舗装型の太陽光パネルだったりだとかって、確かに様々な取組があると思うので、国立市だからこそ、小規模だからこそできるというのは確かにあると思うんです。それを取り組んでいるということが市民の皆さんにとっても、これに取り組んでいるんだって、こういうことがデコ活につな

がっているんだということだったり、見えやすい形って必要だと思うんですよね。だから、それはぜひ取り組んでいただきたいと思います。今までのお話だと、研究はしているけどなかなかということだと思うんですけれども、いかがですかね、その辺は。さらに積極的に取り組んでいく感じではあるんですかね。

○【鈴木環境政策課長】 こういったところの先進技術につきましては、まずは導入している先進自治体といったようなところがあるかと思しますので、そういったところの取組を参照させていただきながら、多摩地域で初みたいな形で打ち出していけるような技術については、より積極的に事業化、予算要望していきたいと考えておるところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。ぜひそこをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。いろんな技術がある中で、この間伺ったところによりますと、空気中の窒素をアンモニアに取り入れて発電に使うとかということも……（「窒素じゃない。炭素」と呼ぶ者あり）炭素もそうですよね。窒素も使うというお話で伺っていたと思うんですけれど、空気中の二酸化炭素そのものをエネルギーとして使っていくという技術が様々あると思しますので、ぜひ、そこは積極的に使っていただきたいということで、研究だけじゃなくて、国立市はこれに取り組んでいるんだという形になっていくような形をぜひ目指していただきたいということをお願いしておきます。私は以上です。

○【藤江竜三委員】 それでは、幾つか伺いたいと思います。まず、最初の前段の資料編のところから伺います。小中学校のアンケート調査なんですけれども、68ページですね。こういった調査の上では、やっぱり母数というのが結構大事だと思うので、こういった母数、表示するべきかと思うんですけれども、小学校5年生と中学2年生、それぞれ何人いるのかというようなところを調べたほうがよいのではないかとということと、あと、「温暖化対策に関する市民の意識」というところで、それぞれ、「地球環境問題への関心」とか、いろいろ結果が出ているんですけれども、こういった質問をしたらこの答えが返ってきたのかというのが、ちょっと質問が分からないので、この9割が高いのか低いのかというのが少し疑問な点があるんですけれども、その辺りの表示とかはどのようにお考えでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 御指摘いただきました小中学生アンケートなんですけれども、グーグルフォームをうちのほうで作成させていただきまして、教育委員会さんのほうにお願いして市内の小5、中2の学生の皆様をお願いしたところでございます。回答数は記載させていただいているとおりにんですが、御指摘のとおり、母集団、何分の何といったようなところは追記するように整理、検討していきたいと思えます。

もう1つのほうの右側のページの、例えば「(1)地球環境問題への関心」のそもそもの設問は何なんだといったような御指摘かと思えます。昨年策定したロードマップのところには、Qの文言をそのまま記載させていただいておったんですが、具体的に申し上げますと、「あなたは地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少などの地球環境問題に関心がありますか」といったような問いに対しての回答になってございますので、そのQをここ省いちゃっておりますが、Q&Aが分かりやすくなるように、そこも記載するような形で整理していきたいと思えます。以上です。

○【藤江竜三委員】 こういったアンケートが発起点になって、ある意味、市民の皆さんが関心があるからこういうのをつくっていくというふうになるんだと思うんですけれども、それが、その正当性が根本のところまで疑われてしまうというのはちょっとよろしくないのかなと思えます。

それで、さらに中身に入っていくと、先ほど、地球温暖化対策に関する市民意識というので取って

いるのかなと思ったら、冷静に聞くと、オゾン層の破壊や熱帯雨林の減少、そういうところも含めて関心がある人が9割なのかとなると、ちょっとそれは聞き方としてずるいし、表現としてずるいんじゃないのかなと思います。

さらに言えば、例えば「原発に関心がありますか」と聞けば、別に反対の人も関心があるし賛成の人も関心があるとなってしまうので、その投げかけ自体もよろしくないアンケートの手法だと思えます。地球環境問題に関心はあるけど、別に行動しようと思ってない人とか、全部「関心がある」に入ってしまうので、どうかなと思います。

それで、さらにアンケートを取るときに、あまりタイトルの時点で偏ったタイトルだと、それに関心がある人しか基本的に答えなくなる傾向があるかと思えます。この場合ですと、温暖化対策に関する市民、事業者の意識というような形で投げかけてしまっているの、それに関心がある気合の入った方しか答えないので、基本的に数値がちょっとぶれてしまっているのではないかなという懸念を持っています。特に、事業者の方、500事業者送って回答率が17%しかない。サンプル数としては86件の回収があるので、ぎりぎり、誤差がちょっと大きくなりますけど、ぎりぎりありなのかも。統計的にはありなのかもしれないですけども、それでもさらにそこからバイアスがかかっている可能性が高いので、アンケートとしては問題があるというように私はちょっと考えざるを得ないと思っております。

そういった中で、さらに太陽光なんですけれども、太陽光を導入したいとおっしゃっている方が何%かいらっしゃって、それを基に太陽光の導入率というのを考えていると思うんですけども、「導入したい」とか「導入する」と言っている人の現実問題としては、6割とか7割ぐらしか行動に移さないと思うんですね。選挙で投票率を調べるときは、絶対選挙に行きますって、本当は8割とか7割とかあるんですけど、実際に投票率を見れば、御承知のとおり、それより6割とか、全然少ない数字が返ってくるというふうになっています。だから、ちょっと私としては、これ全体、計画的にちょっと、60%というのは高望みし過ぎているのではないかと思うんですけども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 省エネのほうは、国の温対計画に基づいた数値を設定させていただいておいて、一方、再生可能エネルギーの戸建て住宅への太陽光発電の導入率等々につきましては、委員御指摘のとおり、アンケートの市民意向といったものを踏まえて係数を設定させていただいているところでございます。確かに、アンケートの回答者が地球温暖化に興味のある人が多く回答をするというような御指摘も、1つの正しいお話をお示ししているのかなとも思うんですが、とはいえ、頂いたアンケートの中での数値の積極的な意向がある人に向けては、市の情報発信や国の補助金の紹介、また、市の補助金の上乗せといったようなところで、ぜひとも太陽光発電設備の導入であったりとか、省エネ機器の導入といったようなところに取り組んでいただけるよう、施策を推進していきたいと考えているところでございます。以上になります。

○【藤江竜三委員】 分かりました。積極的に太陽光発電を導入したりすることによって市のストックが増えるという、全体のストックが増えると考えれば、ぎりぎりありなのかなと思うところもあるんですけども、ちょっと許せない点もありまして、カーボンニュートラルの都市ガス導入推進とか、再生可能エネルギーの電力調達の推進というところで、まず、再生可能エネルギーに限定している点がちょっと疑問なことがあります。国のほうでは、原子力発電のエネルギーを2割程度を目標にしているということを考えれば、別に再生可能エネルギーだけではなく、そういった温暖化、温室

効果ガスを出さないようなエネルギーに対しても、電力調達を積極的にするということも考えられるのではないかと思うんですけども、これを見ると、全部再生可能エネルギーとなっているんですけども、その辺り、バランスよく調達していかないと、国のエネルギーの問題というのは解決には向かっていかないのではないかと思いますし、温室効果ガスの排出量を抑えるということもできないのではないかと思うんですけども、その辺りはいかがお考えなんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 再生可能エネルギーの家庭における電力の切替え、市役所もそうですけれども、そういったところが脱炭素化といったような観点からいくと、再エネも原子力もというお話かと受け止めております。原子力の、先ほども申し上げましたが、稼働云々といったようなところの施策は、国の取組というようなところが大きく関わってくるところであろうと。一方で、再生可能エネルギー、再エネ賦課金というような形で1キロワット当たり3.45円、昨年度は徴収されていたと。これがFIT電力を展開するために、ここに国民全体で負担していたというような状況があるんだろうと考えております。これからFIT電力が卒業していったら、再エネ賦課金も負担としては減っていくと。

一方で、直接的に再生可能エネルギーといったものを国民の皆さん全体で設置したり、またあるいは、再エネ事業者が発電した電力を積極的に購入していったりといったようなところでバランスが取れていくのではなかろうかなとは考えておりますので、そういった側面から、再エネの電力の導入に向けた取組というようなところは、事業者としても、市民の皆様としても取り組んでいくべき課題かというふうに捉えているところで、計画の中では記載させて、まとめさせていただいております。以上になります。

○【藤江竜三委員】 今の説明ですと、温室効果ガスを抑えたエネルギーを使わない理由になっていないと思うんですけども。当然、再生可能エネルギーも使うべきですし、原子力発電所で創ったエネルギーも使うべきとなるかと思うんですけども、その辺りの切り分けというのはどう考えているのかなと思うんですけど。

○【黒澤生活環境部長】 今、るる、委員から御懸念等を頂きまして、以前から申し上げていますが、高い目標を掲げるのは簡単なんですね。大変なのはこれからなんです。委員のおっしゃるとおりなんです。市民の行動変容をどうやって促していくかというときに、例えば今、再生可能エネルギーのお話が出ましたけれども、42ページの表を御覧いただくと、今の計画では、市民が御家庭で利用される電力を、52%の世帯には再エネの電力を使用していただく計画です。ですから、残り48%は必然的に通常の電力を使われます。

ただ、52%の世帯に再エネ電力を使用してもらうというのも、非常に簡単じゃないんです。多額の補助金を出せば、それは切り替えてもらえるかもしれませんが、当然、市としての財政的な制約で、補助金を出すとしたらどこまで出せるかってございます。当然、予算を御議決いただく議会の御理解も頂かなければいけない。現状、温暖化対策を積極的に進めていくべきだと、こういった高い目標は素晴らしいという立場の方も、じゃあ、御自分が推し進めるほかの政策の予算を削ってまでこちをやるとは思われていないんじゃないかなと推測するところもございます。

今回、市民ワークショップを通じてよく分かったんですけども、こうしないと地球を守れないとか、もうお先真っ暗だ、40度になっちゃうという悲観論では多くの市民は動かないんですね。したがって、経済的なメリットに加えて行動経済学的にも、例えば、おいしいとか、楽しいとか、かわいいとか、そういった動機づけがないと実際の行動になかなか結びつかないんです。さっきの選挙のお

話なんかもそうだと思うんですね。実際の行動に結びつけるためにはそういった工夫が必要です。したがって、予算が幾らでもあれば、もうばんばんお金つけて切り替えろと言え、皆さん、切り替えていただけると思うんですけども、予算の制約がある分は、そういった動機づけの工夫とか、今はやりのナッジ理論ですね。こういったものを利用するなどして補って行動変容につなげていきたいと、そんなことを考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 なるほど。分かったところもあったし、ちょっと納得いかないところもあって、結構、実際それで僕も難しいと思っているので、そんなお金配るのをやめてほしいという立場なんです、前提としては。電力調達、再生可能エネルギー、しかも限定されているのもどうかと思うし、そもそもお金を配るのもどうかと思うというところは後で言おうと思ったんですけども、そもそも再生可能エネルギーが本当に環境に優しいのかどうかというのもちょっと懐疑的なところがあって、山で太陽光発電をやっているところとかを見ると、木を切り崩して斜面いっぱい太陽光パネルを並べているところとか、田んぼを潰して太陽光パネルをいっぱい並べているのとかを見ると、これ本当に環境にいいのか。確かに温室効果ガスは出てないだろうけど、環境にいいのかとか、そういう疑問もあります。

そういった中において、そういったこともあって、さらに、各市民が多分、再生可能エネルギーのみの電力というふうにお金を払うとすると、10%ぐらいは高い電力を買わなきゃいけない。市役所もそうですね。そういった、いまいち本当にふわとしたものに市がお金を払っていいのかというところに疑問があります。僕としては、そういったところにお金を払うのはやってほしくないですし、再生可能エネルギー、電力に限定するというのもやめてほしいといったところです。再生可能エネルギーだけではなく、しっかりこの60%という高い目標を達成するならば、原子力も使っていかなくちゃいけないんだよということをしっかり打ち出していかなくちゃいけないと思うんです、市として。市として打ち出すんだったら、再生可能エネルギーに限定するのではなくて、原子力を含めた温室効果ガスが出ないエネルギーに関してしっかり補助を考えているんだったら、そっちも含めていろいろ考えて高い目標を達成しなくてはいけないのではないかとこのところなんですけど、その辺りどのように考えるかというところです。

○【黒澤生活環境部長】 すみません、まず、原発の話については、これ、国の資源エネルギー庁が出している2030年の見込みでして、そのときには、先ほど山口委員からもお話がありましたけれども、ある程度の再稼働がなされているという前提の数字なので、ちょっとそこについては未確定な部分が正直ありますので、今現状をこちらでどうこうというのはお答えが難しいこととございます。

実際に我々、最初はこういった資源エネルギー庁の数字よりも、もう少し電力排出係数の高い数字を採用しておりました。東電さんが出していた見込みのほうはもう少し、より現実的——と申しませうか——な数字で、もっと高い電力排出係数がございまして、それをやるとやはり、当然もう少し、今の同じ取組でもCO₂って減ってしまうんですね。その辺り、パブリックコメント等を取りますと、国の御意見を採用してこの数字を使ったほうが良いというような御意見が多々寄せられたということもありまして、今回、国の数字を使っております。ですから、まず、大本の原発のお話についてはお答えするのが難しいんですけども、現状、何%であろうと、まずは再生可能エネルギーを導入していただくことが、確実にこれはCO₂が市の排出量としては減っていくことにつながりますので、まずそこについてはやっている。残りの原発の割合を増やしていくところについては、国のほうが頑張ってもらっていただくことなのかなと考えております。

○【藤江竜三委員】 僕は大本の話は一言もしゃべってなくて、補助金を出す際に当たって、再生可能エネルギーに限定するのはおかしいという話をしているのであって、大本が云々ではなくて、出口のほうで補助金を出すならば同等に、温室効果ガスの出ない取組はしっかり同等に扱うべきであろうということを言っているんですけども。

○【黒澤生活環境部長】 申し訳ありません。結局、一般家庭の電力、私自身も正直、一般電力、切り替えています。再エネじゃない電力を使っておりますけれども、それが結局どこの由来か。火力由来なのか、原発由来なのかということは分からないんですね。したがって、そういった分け方で補助金を出すというのは難しいんじゃないかと考えております。

○【藤江竜三委員】 一般の電力会社って、それでもコースによっては一応、この電力は再生可能エネルギー100%にしていますとか、多分コースによってはありますよね。そういったときに、多分、この書き方だと、再生可能エネルギーしか補助が出せないというふうになると思うんですけど、今後、今僕が調べた限り、ないんですけど、原発100%ですというようなプランが出てきたときに、それも温室効果ガス削減されているわけですから、それも同等に扱うべきではないのかということを含めて、この書き方も直したほうがいいのではないかなんて思っています。

○【鈴木環境政策課長】 御指摘を踏まえまして、今後のそういった制度設計のときには、この計画書の中におきましても、再エネ100%というよりは、脱炭素エネルギーへの補助といったようなところの記載も含めて検討したいと思います。

○【藤田貴裕委員】 それでは、市民の方向けの計画と国立市役所の計画があると思いますけども、市民の方ですとか事業者向けには、電力会社の排出係数削減という項目があって、市のほうには入っていないんですが、この理由は何でしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 排出係数の減による寄与分が市域のほうではあって、事務事業の、市役所のほうにはないという御指摘ということであれば、52ページのところで棒グラフの推移でお示しさせていただいておりますが、真ん中のところの矢印で、「電力事業者の排出係数減少による削減」がこのぐらい、650トンCO₂見込まれますよというような形で、それぞれ位置づけさせていただいているところでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 そうすると、例えば30ページで、国の温対計画の省エネというのも、排出係数が0.25ですよ。電力会社の排出係数もそうですから、何か二重にカウントしてるんじゃないですか。そういう意見があるんですけど、これはどういうふうに説明するんですか。

○【鈴木環境政策課長】 この電力会社の外部寄与による0.25になって下がる部分というのは、大本の、2013年度ですと286千トンCO₂ですけども、そこから、この73.1千トンCO₂分を控除して排出係数削減分は計算しておりますので、この省エネ分のところと排出係数の減は二重換算しないような形で算出、計算しております。以上になります。

○【藤田貴裕委員】 じゃあ、分かりました。市のほうの53ページの「ZEB化の推進」ですけども、50トンCO₂ということで、これは具体的にどれぐらいの、ZEBレディーでしたっけ。施設を考えると50トンCO₂という数字が出ているんでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 これは、具体的な想定までは現状においてはお示しできていないところではあるんですが、一定程度の大規模施設が2つ程度の数値で見込んでいるところでありまして、したがって、全体の1,350トンCO₂を目標とする中でのZEB化の推進、これも大規模改修なのか、省エネ機器のリプレースなのかといったようなところ。いずれの方策を取っても一定程度を見込める

であろうというような形でまとめさせていただいている数字になってございます。以上になります。

○【藤田貴裕委員】 市のほうでは、早速、国立駅前の子育て施設だとかできるとは思いますけど、そこはZEB化ということで考えていいんですか。

○【近藤建築営繕課長】 あの建物は、まずJRさんの建物になりまして、そこが大本の確認申請の手続をしております。なので、市独自の、単独でZEB化をするということとはできないものになりますので、今回の室内の改修に関してはZEB化はしておりません。ただし、もともとJRさんが計画していた仕様プラス、窓の仕様をグレードアップだったりとか、サッシの仕様をグレードアップして、より環境によいものを計画しております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。プラスアルファでやっていただけるというんですね。それは本当にいいのかなと思います。省エネ性能にすれば、市の電気代もそんな、通常使用よりもきっと使用料が減りますから、とても大切なことだと思いますし、これから新しい市の施設を造るときは、やっぱり省エネと創エネ、これはセットなのかなと思います。

また、太陽光が中心ではありませんけども、やろうと思えば、私、バイオマス発電というのは下水処理場なんかでできるのかなと思います。そういう可能性のあるものは積極的に、東京都も何かいろいろやりたがっていますから、ぜひお伝えをしていただいて、国立の市域でエネルギーをどんどんと生み出すことができるとてもいいのかなと思います。ぜひ提案をしていただきたいと思います。

それと、意見にしますけども、私は再生可能エネルギーをどんどん利用するというのは悪くないと思いますので、葛巻町が例えば余剰電力があるよというんだったら、私、別にそれ買ってでもいいと思いますね。結構そういう自治体はありますから。今の地球温暖化を止めるというのは、私、大人の責任だと思いますので、きっちりとやれることはやって、それで地産地消ということで地域が共に発展していくんだったら、まあいいのかなと思っております。

原発について私もいろいろ意見がありますけども、人間の活動というのは、やっぱり地球に負荷を与えているのは、これ事実ですよ。それは別に太陽光発電だけじゃなくて、原発も敷地を造成したり、あるいは平常運転だって廃棄物を出していますからね。そんなこと言ってたら切りがないからやめますけども、私はできる限り、これからは再生可能エネルギーの時代になると思っています。というのは、今の政府も、原発45基から55基分を洋上風力で賄っちゃおう、そういう時代になりますから、いずれ電気代というのは結構下がるのかなと。

しかし、その一方で、地産地消の取組というのは、これはやっていったほうがいいと思います。マイクログリッドがこれからどれぐらい発展するのか私、分かりませんがね、ここの計画の中に書いてあったということは、48ページですよ。これはとてもいいことなのかなと思います。国の施策の推進の中の先駆的な自治体に補助金を出していますよね。あれ結構、マイクログリッドが多いんですよ。国立で本当にできるのか、私まだまだ勉強不足でよく分かりませんがね、必要なエネルギーをどんどん賄って環境に優しくしていく。これはとても大切なことだと思いますので、国立市も、1市でやるよりは何かとかがやったほうがいいと思うんですよ、こういうのは。ぜひ研究をしていただきたいと思います。言いたいことはいっぱいありますけど、今日はこの辺で。

市の高い目標に私はよかったですと思いますので、ぜひ、こういう方法があれば実現できますよということも多くの方に周知をしていただいてやっていただきたいと思いますし、おうちに太陽光パネル載っけるのも、考えようによっては、20年以内に元取れますから、しっかりその辺のことも周知をしていただくほか、ぜひやってください。よろしく申し上げます。

○【小川宏美委員】 幾つか意見と質疑です。2030年の原発の電源ミックスを前提とした排出係数で出した国の温室効果ガス排出量が46%ということ。そのさらに14%以上を国立市が目標と掲げるのは、私はもう少し説得力を持って市の独自施策の売出しがないと、なかなかそこに到達できないんじゃないかという感想をまず持ったことをお伝えしておきます。

それで、具体的に1つ目。やっぱり部長がおっしゃったように、苦しくやるのではなく、かわいく、楽しく、おいしくですか、動機づけが必要。私も事務所は、原発由来じゃない電力に切り替えているものの、やっぱり何か結構苦しいですよ。そこに財政的なメリットがある意味であればどんどん進むんだと思うけど、まだまだ全然進んでない状況ではないでしょうか。

例えば、クリーンセンター多摩川、44ページですけども、既にもう前から売電しています。これが「市内での活用の検討」とあるんですけども、こういったものもいつ、これが目標を立てて進捗の管理をして推進していかなければいけないと思うんです。全体にわたってその管理は、やっぱりまだまだ事務局である環境政策課がやっていくのでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 多摩川衛生組合は、構成4市の間でも、この多摩川衛生組合での発電につきましては様々議論を行っております。いろいろと難しさがありまして、今現状では国立市で引き受けられておりませんが、これ4市共通の課題ですので、引き続き今後も議論はされていくものと考えております。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。それを議論していただきたいんですけども、すみません、67ページの推進体制の管理です。事務局として、さっき2つの質疑をしてしまってすみません。事務局はやはり環境政策課がやっていくということなんですけども、事業者や市民が大きく入ってこの問題を取り扱っていかないことには、どうも進みません。その意味で、今回も、私たちのゼロカーボンアクション宣言などをされた市民もたくさんいるわけですし、事務局体制を市民会議的に常設のものをつくっていく、そんなことはどうでしょうかね。

○【鈴木環境政策課長】 市民の皆様とのコミュニケーションというところにつきましては、この計画を踏まえて情報発信、地域コミュニティーや学校などでも市の取組や皆様への取組の投げかけといったところを御説明等、御意見いただきながら進めていきたいとは考えておりますので、現時点で御提案のような形の会議体は想定はしていないところでございます。以上になります。

○【小川宏美委員】 そうですか。この機運ですかね、この問題に対して関心の高い方は実はたくさんいますよね。その方たちとの常設的な市民会議をつくったほうが逆に進むのではないかと私は考えての提案でした。

もう1つ、財政的な措置がこの計画素案の中にまだまだ足りない部分があると思います。財政措置をどうしていくのか。そのことによって目標もきちんと立てて推進管理していく。財政措置の面は、これからもっと深化してこの素案を固めていくということはお考えなんですか。

○【鈴木環境政策課長】 こういった形での計画、国の温対計画やアンケートに基づいた計画の着地点をまずは打ち出させていただいた中で、今後、実施計画や毎年度の予算要求の中で市の支出や予算については検討していきたいとは考えておるところでございます。

○【小川宏美委員】 これで終わりますけれども、そうですね、財政措置、本当に必要だと思います。その意味で、企業も含めて国の負担による問題解決の視点も入れて、実行可能な目標を再検討するのも今大事なのではないかと思います。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 全員からの意見を頂きました。これで報告事項(1)国立市地球温暖化対策実

行計画（素案）についてを終わります。

ここで休憩に入ります。

午後 2 時 5 分休憩



午後 2 時 2 5 分再開

○【大谷俊樹委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

報告事項(2) 矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況について

○【大谷俊樹委員長】 報告事項(2) 矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況についてに入ります。

当局から報告を願います。南部地域まちづくり課長。

○【立川南部地域まちづくり課長】 それでは、報告事項(2) 矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況についてを、建設環境委員会資料No.55及び56に基づき、御報告申し上げます。

建設環境委員会資料No.55、矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況について、1の計画策定の経緯でございますが、平成30年度に国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版で、南武線の立体化によるまちづくりの考え方を示した後、令和5年度に東京都よりJR南武線連続立体交差化計画等に関する都市計画の素案が示されたところがございます。南武線の立体交差化に向けた取組が進む中で、市では、南武線沿線まちづくり方針に基づき、矢川駅の駅前広場や周辺の土地利用など、主に基盤整備によるまちづくりの考え方を示す矢川駅周辺基盤整備計画を策定することと致しました。

2のこれまでの取組と致しまして、令和4年度から、各種調査・検討により計画の策定に向けた取組を進め、令和5年8月にはJR南武線の都市計画素案説明会において、矢川駅周辺まちづくりの概要を御説明し、その後、作成した計画の骨子に基づき、矢川駅前でのまちかど報告会、パブリックコメント、集会施設での意見交換会を実施し、御意見等を頂いているところでございます。

2ページの3、矢川駅周辺基盤整備計画骨子につきましては、建設環境委員会資料No.56に基づき、骨子の概要を説明させていただきます。建設環境委員会資料No.56を御覧ください。この計画骨子につきましては、既に10月に市より公表しているものでございます。

4ページからは、既存の矢川駅北口広場におけるバス乗降場などに関する課題、あるいは駅南の地区及び南武線南側の地域における道路交通に関する課題などを改めて整理しております。8ページからは、矢川駅周辺の基盤整備の方向性、方針を示しております。駅周辺における歩行者、自転車、バス、一般車等の円滑な駅利用、また、地域拠点にふさわしい土地利用を目指し、南武線の高架化に合わせた南口駅前広場、あるいは南北通路の整備などにより、9ページにありますとおり、交通結節機能、都市の広場機能の充実を図るための整備方針を示しております。

また、11ページでは、南北の駅前広場の機能分担の考え方を提案しております。16ページでございますが、南口駅前広場と東西アクセス道路の大まかな配置案として、平成26年度に策定した南部地域整備基本計画における案と、今回新たに提案している案をお示ししております。17ページからは、JR南武線の都市計画素案説明会でお示した鉄道北側の側道に関する整備方針となっております。19ページでは、これまでに示している整備方針に伴う地域拠点にふさわしい土地利用の方針をお示ししております。20ページは、矢川駅周辺まちづくりの今後の進め方でございます。

最後に、建設環境委員会資料No.55に戻りまして、2ページの4、今後の進め方でございます。今後は引き続き、自治会等との意見交換、地区における戸別訪問、庁内検討会、関係機関との協議、まちづくりニュースの配布による意見募集により引き続き検討を進め、令和5年度中に計画を策定する予

定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。山口委員。

○【山口智之委員】 ありがとうございます。今回、素案ではなくて骨子という形で出してくれたということは、とてもいいことだなと思いますし、また、こういった丁寧な進め方が市民の皆様の理解が得られるのかなと思いますので、いいことだと思います。その上で、私も意見交換会に参加させていただいて、その中でもお聞きしたところです。16ページのところの矢川通り隣接案とありますが、矢川通りは今回、この計画の中で拡幅していくとか、そういうようなところはありますでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 矢川通りにつきましては、拡幅の予定はございません。ただし、一部、南部計画案、矢川通り隣接案ともに、この図面を見ていただきまして、矢川通りを北から南に進んできた自動車が、右折して東西道路に入る部分についての付加車線のための右折レーン設置のために、一部だけ拡幅という必要が生じる可能性は今検討しております。以上でございます。

○【山口智之委員】 私もそれを実は心配しております、北側から来て矢川駅南口に入っていくときに、またそこで右折レーンがないと、そこがまた詰まってしまうというようなことを懸念しております、この矢川通り隣接案だとそれができるといことなんでしょうかね。それとも、この南部計画案でもそれが可能なんでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 用地の取得の部分で、この下の矢川通り隣接案の場合は、右折レーン設置のための拡幅用地をオレンジ色の駅広の用地の部分で一部賄うことができる可能性があります。一方、南部計画案ですと、この部分の矢川通りの一部をそのまま、拡幅用地を取得する必要が別途あるというところで、隣接案のメリットの1つとしても考えているところでございます。以上でございます。

○【山口智之委員】 もう一点、東側から西側に向かって行って、3・3・15号にぶつかると思うんですけれども、3・3・15号は今の計画で言えば2車線になると。中央分離帯があるというようなところで、矢川駅南口から行って、そうするとここに信号がちゃんとできれば右折、左折もできるでしょうけど、それが無い場合、T字路だけの場合、恐らくこっちから行くと左折のみ。右折はできないような形になると思うんですね。一方、ここにもし信号ができますと、今度はこの北側の矢川団地のところに信号ができないんじゃないか、距離的な問題で。そういった不安があるんですけども、その辺のところはどうお考えですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 今後、東京都あるいは警察との協議になっていく部分だと考えておりますが、おっしゃっていただいたとおり、この東西道路を駅のほうから、3・3・15号線——整備後ですけれども——にぶつかったT字路で、片道2車線、両方で4車線の道路になる予定です。まず、中央分離帯が設置される場合は、それを切ってもらえるのかどうかというところが1つ、東京都とですね。もう一点は、さらに信号を設置できるか。これは主には警察との協議になってくると思っています。仮に、両方ともかなわなかった場合は、いわゆる——いわゆるといいますか、左折イン・左折アウトですね。東西道路からも左にしか曲がれず、3・3・15からも、北から来る自動車が左で入るしかできないような道路になってしまうという可能性があります。ですので、市と致しましては、中央分離帯の分離と信号設置というところで、地域の皆様ともお話ししながらですけれども、今後、東京都と検討していきたいというところがございます。

おっしゃっていただいたもう1つ、信号の設置の離隔が、警察のほうは隣接している信号から150

メートル以上離れているという原則がございまして、その場合、この下の矢川通り隣接案で、仮に南武線を越えた側道と3・3・15号線の交差部分、ここもまだ決まっておきませんが、ここに信号が設置された場合、この下のT字路との離隔が、ざっと80メートルから90メートルしかございませぬので、その部分は改めて、主には警察と話し合っただけいかなければいけない部分かなと考へておきまします。以上でございまして。

○【山口智之委員】 それですと、離隔という問題で言うると、南部計画案であれば、この150ぐらいは取れるということになるんでしょか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 隣接する信号との離隔という点だけで言えば、おっしゃるとおり、その上の南部計画案であれば、南武線の鉄道敷から甲州街道までがおおよそ340メートルほどありまして、そのほぼ中間点ですので、150メートルという離隔はクリアしているのは1つあるかなとは考へておきまします。以上でございまして。

○【藤江竜三委員】 16ページなんですけども、私もこの2つの案が出てきて、素人目には矢川通り隣接案のほうがぱっと見、矢川通りからの移動がスムーズでよいのかなという感じがするんです。今までこれが出てなかつた理由というのは何か課題があつたからなのか、どのあたりに課題があつたのかということをもう少し詳しく教へていただければと思ひます。

○【立川南部地域まちづくり課長】 上の南部計画案でございまして、こちらは平成26年度の南部地域整備基本計画でお示ししているイメージです、基本的には。さらに言ひますと、それ以前、平成の、例えば6年度に市が発行したパンフレットでも、既にこの線形になっておきまします。これは区画整理による市街地整備という前提による線形でございまして。つまり、当時の計画は、六小の南のエリアも含めた区画整理の地域内での東西道路の位置と、そこから上に延びる駅広までの接続の道路が、恐らく区画整理の計画の中で先にあつて、そこに接続し得る駅広の位置ということでここに配置されたというように考へておきまします。

現在新たにお示ししている下の隣接案は、区画整理による整備というのを前提としていない計画ですので、こういう形で今お示ししているというものでございまして。以上でございまして。

○【藤江竜三委員】 それで、先ほど矢川通り幅の予定はないといったことだつたと思ひますけども、甲州街道と矢川通りの接続のところでも、私は南武線が高架して3・3・15号線ができたとしても、ある一定量の交通量があつて右折レーンがないと渋滞してしまうのではないかなと思ひますけども、その辺り、地権者さんの兼ね合いとかもあるかと思ひますけども、考へないのかといったことを伺つておきたいと思ひます。

○【立川南部地域まちづくり課長】 矢川通りと甲州街道の交差点における右折レーンの設置の問題だと思ひます。これは以前より、地域の皆様からも課題としていろいろ御意見は頂いているところで、今回の基盤整備計画の骨子におきましては、その点については特にお示しは今のところしていないというものでございまして。以上でございまして。

○【青木健委員】 御報告ありがとうございます。何点かちょっと確認のためお伺いしておきたいと思ひますけど、まず、矢川駅南口広場、この想定される面積と用地の取得方法について教へていただきたいと思ひます。

○【立川南部地域まちづくり課長】 13ページに、まず規模の想定という形で数字をお示ししておきまします。13ページの上段に、既存の北口駅前広場は1,670平方メートル——整備済みですな——に対して、必要な施設から積み上げた……（「2,500」と呼ぶ者あり）ええ。数字として、まず一旦、2,500

平方メートルというのを最低限の面積という趣旨でお示ししております。最小の面積といえますか。以上でございます。

それから……（「用地取得」と呼ぶ者あり）すみません。用地の取得につきましては、これは整備手法をどうするかによってという部分だと思います。区画整理という整備手法がまずもともとあって、それに代わる整備手法として、1つは街路事業といえますか、駅広とアクセス道路を都市施設として計画決定して整備していくというのであれば、用地事業主体が市であれば、市による用地取得、用地買収という形で用地を取得していくというのが基本的な進め方だと考えております。以上でございます。

○【青木健委員】 私も用買しかないんじゃないかなと思いますね。3・3・15でさえ、減歩率が40%超えるということで地元ではまとまらない話がありますので、この部分についてもやはり用買をかけないと事業としては進まないのではないかと思うわけなんですけど、そうすると、15ページの図面が一番分かりやすいのかな。3・3・15から矢川通りの間、これは南広場への導入路になりますけど、これが、その東側にある南武線の並行道路ですよ。ここと結節しないような案になるというのは、これはなぜなんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 この15ページの図は、16ページの上の計画案と同じというイメージです。ちょっと重複したような図示になっている点、申し訳ございません、分かりにくくて。上の案、南部計画案が、おっしゃっていただいたとおり、東西アクセス道路とおたか森通りがつながっていない線形になっております。下の隣接案は、ほぼ直線でつなげる……（「うん。下は確かにあるんですよ」と呼ぶ者あり）という形でございます。市として新たにここでお示した案というのは、その並行道路の延伸といえますか、西側への。という線形で対案としてお示ししているというものでございます。

○【青木健委員】 分かりました。そうしましたら、並行道路と接続していくということで思っていてよろしいわけですね。違うの。

○【立川南部地域まちづくり課長】 まだ現時点では、この2パターン案を市のほうから提示させていただいている段階でございまして、どちらかというところの判断はまだしていないというところでございます。以上でございます。

○【青木健委員】 どちらという判断がまだついてないということでもありますので、ぜひ並行道路と直線で結ばれるような道路形態にさせていただきたいと。ちょっと線路からの距離というのは短くなってしまいますけどね。ですけど、そうじゃないと、あそこ並行道路を造った意味なくなりますのでね。あれだって、やっぱり地権者の方が先祖伝来の土地を出していただいてあの道路ができたわけで、あの道路を殺してしまうわけにいかないでしょうから、ぜひそういうふうにはしていただきたいと思えます。よろしく願います。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いいたします。ここまでの資料作成、ありがとうございます。いろいろとまとめるのも大変だったと思うんですけども、ありがとうございます。9ページのところで、交通基盤の整備方針の中で交通結節機能というものを述べられています。北側と南側でそれぞれ、「南北で機能を適切に分担する駅前広場」といったことで書かれているんですけども、これはつまり、片方にある機能は片方にはないとかという意味ではない、そういう意味を指しているんだと思うんです。この機能を分担していくというのは、面積的なものがあると思うんですけども、どうしてこうやって機能を分けるようになったのかお伺いいたします。

○【立川南部地域まちづくり課長】 11ページを御覧いただきたいんですけども、既存の北口駅前広場は、整備済みという位置づけの駅前広場でございますので、一部、歩道を広げたり、横断歩道を短縮したりという改修は検討しておりますが、基本的に今の広さのままで今後も運用していくと、北口はですね。に対して、新設もしるのであれば、南口としてこういうふうには、北口で申し上げますと、上の文章の中の3行目ですけど、「バス・コミュニティワゴン乗降場の再整備」。これ、現在と同じ利用状況です。それから、さっき申し上げました、加えて、歩行環境の改善というのをできれば考えていきたい。南はそれで不足する機能として、例えばタクシーの乗降場、一般車両の送迎、乗降場等の整備というのを考えております。さらに具体的に数を示したのが13ページの上のほうの表という。これ一旦、事例というか、1つの例としてお示ししているものでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。北口はもう広さを変えないから、再々整備までということですね。再整備と改修をする。そうしたら、北側で足りない機能を南側にとということで、南側をすごく大きくして北側の機能と重なるようなものは持つつもりはないということによろしいんですかね。

○【立川南部地域まちづくり課長】 バスにつきましては、南口でもバスバースを北口に加えて今検討しております。それから、加えまして、一般自動車の送迎スペース、南口で2バースというところで、最低限の数をお示ししておりますが、恐らく、ほかの駅の事例を見ますと、送迎のバースが2バースというのは多分、足りない可能性が高いというところで、その辺りで数を増やしていくときに、面積とちょっとどういうふうを考えていくかというところがあるかと思っております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、北口の乗降場所の再整備の中で減らすことはないということですよね。いいんですかね。

○【立川南部地域まちづくり課長】 北口につきましては、実は現状で不足しているといえますか、路線バスの降り場はロータリー内にあるんですけども、始発のバスの乗り場はロータリーの中で収まっていなくて、矢川通りに出てしまっている状態に既になっております。それを何とか乗降を両方ロータリーの中で収められないかというのは、今の大きさの中でちょっと難しい部分もありますが、検討しているというところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そこは整備をするんですね。分かりました。そこが多分、変わらないまま南口を造るのかなというふうには聞こえてきたんです。けど、そうではなくて、北口のみ出ているバス停の部分については、中に整備をしていくという方向には、大きさは変わらないけれども、していくということで理解を致しました。

それから、今御説明があった13ページは、あくまでも例ということだったので、これからいろいろと進めていく中でだと思っておりますけれども、実際には、現場の方の声をしっかり聴いていただきたいと思っております。特にバス運行者とか、それからタクシー運転者さんとかというところでいくと、例えば交通標識がここに1本あると、曲がるのに回転がうまくできないとか、バス停の感覚でいくと、降ろすところ、お客さんにとっていい降ろし場所だと車がすごく止めづらいとかという場所があると思っておりますので、そういったところについては、きちんと現場の方たちの声をしっかり拾っていただきたいと思っております。

それから、これまで説明会とかというものの中で、どういったまちづくりがいいという声があったりとか、要望とかがありましたら、それもお聞かせください。

○【立川南部地域まちづくり課長】 この間、10月以降、まちかど報告会、パブコメ、意見交換会、

続けて開催させていただく中で、主に矢川駅周辺まちづくりに関する御意見と致しましては、バス、タクシー、公共交通等の充実ですとか、にぎわいを北口商店会も含めた部分で考えてほしいですとか、高架下利用を今後、高架下をうまく活用してほしいですとか、広く安全な歩道、自転車道、あるいは沿道の緑化を進めてほしいとか、あとは人が憩える空間を広くですとか、あとは水、緑、自然を保全する視点も忘れないでほしいとか、主にはそういったような御意見を頂いているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。あとは意見にとどめさせていただきたいと思いますが、まず、矢川駅で言うと、矢川プラスが非常に近いところにありますので、多世代が集う施設として、駅から可能な限りぬれないで、ベビーカーがあって、子供を片手に連れながらベビーカー引いて荷物持ってあそこまで歩いていくってすごい大変なんですよ。だから、駐車場がない現状の中で、公共交通使ってくださいという話の中ですので、どうやったらいい空間になっていくのかということを含めて、ぜひ話を進めていっていただきたいと思います。

ここの9ページの中に、「にぎわいに満ちた魅力ある空間づくり」の中で「多様性を尊重したインクルーシブデザイン」って、空間のデザインのことですよ、これ多分。空間デザインについては、インクルーシブデザインのことを取り入れて、バリアフリーと書いたのではなくて、インクルーシブなデザインで駅周辺を進めていきますよということをここで表現していただいていると思いますので、ぜひそういったところを進めていっていただきたいと思います。

それから、交通の接続機能の強化については、自転車も一部入れられてもいいのかなと思います。自転車での通勤とか通学の方って、駅利用者多いので、自転車を遠くに止めて歩いていくというのも1つ手かもしれませんけれども、可能な限り駅に近いところに自転車を止めて、いち早く電車に乗ってというところがあると思いますので、交通の接続機能だからこそ、より乗りやすい、乗り換えしやすいところでそういう機能に合わせていただきたいと思います。

それから、先ほどもお話ししましたけれども、車の駅前広場については、公共交通が入りますので、ぜひドライバーさんたちの声を聴いていただけたらと思います。交通標識1個取ってもそうですし、ガードレール1個取ってもそうですけれども、1か所5センチずれるだけでカーブできるのにといいところがカーブできなかつたりということがありますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。それから、あとは、多様な声をしっかりと市民参加ができるような形で意見を聴きながら、地域の方と、それから市民の皆様と進めていっていただけるような計画づくりに進めていただくことをお願いいたします。私は以上です。

○【藤田貴裕委員】 では、すみません、13ページについて伺いたいと思います。南口にバス停をつくるという話ですけども、これは交通事業者もあつたほうがいいかと、そういうような声があるということでもいいんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 令和3年度か、すみません、2年度かどちらかちょっと失念してしまつたんですけども、南武線沿線まちづくり方針を策定する中で、事業者さんへのインタビューといいますか、お伺いして意見交換する場がありまして、立川バスさんとはその辺りのお話をさせていただきました。南口駅前広場が新たにできること、さらには、3・3・15号線という都市計画道路と接続する場合であれば、新たな路線ルートの検討はぜひしていきたいという、担当者の御意見ですけれども、頂いたというのはございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。その場合は、南口にバス停があつて、さらに北口にもバス停が必要と。そういうことでもいいんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 両方の駅前広場が整備された後に、その辺りをどういうふうに総合的に事業者さんが考えていくかはちょっとまだ分からない部分もございます。引き続き、意見交換等をしていきたいと思っております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 そうですね。ただ、距離が距離ですから、南口のロータリーに出て、もう一回北口に入れるのかという気はするんですよね。始発は北口で、始発じゃない便が南口というのも、何か利用者に分かりにくいと思いますが。今、手が挙がりかかったので、すみません。

○【立川南部地域まちづくり課長】 私どものイメージとしては、国立駅のように、北のほうに行く路線のバス停は北口、南のほうの路線のバス停は南口という使い分けも1つあるのかなというところは考えております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 この辺、よく交通事業者の方と打合せをしていただいて、整備したけどあんまりうまくいかなかったとかないようにしていただきたいと思えますし、北口にバス停とコミュニティワゴンが一遍に入るのかなという気もしますけど、この辺はどうなんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 北口につきましては、現状、入り切れてないという状況でございます。全体の広さは変わらない中でどこまでできるのかというのは、実際、現実的なところで交通管理者ですね、所轄のほうとは協議をしております。引き続き考えていきたいと思っております。

それから、新たなバスルート、バスの点では、高速バスのバス停が設置できないかというところも事業者さんからは提案としては頂いております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 それはいいと思えますね。ぜひ、矢川駅が発展するようなものをしっかりとやっていただくと。伝えておきます。19ページの図なんですけども、ちょっと色塗りが私、分かりにくくて、「街並みに調和した中層住宅ゾーン」というのは、これはどこなんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 申し訳ございません。色合いが分かりにくい部分がありました点は修正していきたいと思えます。特に、「緑豊かな低層住宅ゾーン」という薄い緑は、南側の正方形のような形の部分の色でございます。「街並みに調和した中層住宅ゾーン」というのは、北口の三角形のような形の部分を示しております。用途地域で申し上げますと、これ実は、ここの計画で初めてお示しした図ではなくて、都市計画マスタープランの第2次改訂版の図をそのまま、土地利用の方針図ですね。用途地域で言いますと、下の正方形の部分は第一種低層住居専用地域、北の三角形の部分は第一種中高層住居専用地域、中高の部分でございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 そうしますと、川の矢川のところは、これは何色になるんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 西のほうから斜めに南に向かっていている水色の線が矢川でございます。都市計画道路3・3・15号線の沿道は、「沿道の中層住宅ゾーン」、お示ししているとおりですね。ゾーンとしては「沿道の中層住宅ゾーン」。甲州街道沿いも、同じくそのゾーンになっているという状況でございます。

○【藤田貴裕委員】 現在はどういう色塗りなんですか。この矢川の部分だけでいいです。

○【立川南部地域まちづくり課長】 7ページを、すみません、御覧いただければと思えます。7ページは、現在の都市計画図の19ページと対比できる大きさになっておりまして、矢川というのは、現在の用途地域ですと、まだ整備されていない3・3・15号線の沿道は、沿道用途になっていない状態ですので、一低層。甲州街道のところは、第一種住居地域ですから黄色い形になっている。現状はこういう形でございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 そうしますと、緑豊かな矢川を守るところが、一低層から中層になるんですか。

それはちょっとどうなのかと思いますが、どうですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 19ページで申し上げますと、確かにこの斜めに矢川が突っ切る部分に関しては、その区間、用途がこのような形で方針としてお示ししているところでございますが、六小のほうから矢川の立川市境のところからほとんどが一低層の中に入っていて、甲州街道を渡った先も一低層の部分が大部分であろうかなとは考えております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 いや、ちょっとよく分からなかったですけども、矢川の近くにそんな、10メートル、20メートルの建物を建てて、緑豊かなまちですとか、歩きたくなるまちですとか、それとはちょっと反しているんじゃないですかということ、この辺は、緑豊かな低層住宅ゾーンのほうがいいんじゃないですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 市全体の都市計画を切り取った図面としてお示ししている部分もございますので、その辺りは、今のところこういう方向で行きたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 そうですか。私は中層住宅ゾーンじゃなくて、やっぱり緑豊かな低層住宅ゾーンのほうが、川の矢川のところはいいのかなと思いますので、そういうような意見を言っておきたいと思います。

それと、この骨子に合わせて、おたか森通りですとか、沿線土地の利用の活性化とかありますけども、既に二中だと思えるんですけども、そこは用途は変わっていくということなんでしょうか。あるいは、矢川通りのほうは今、一住ですけど、変わるのか。その辺の方向性はどうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 この19ページの図面ですと、おたか森通りの部分は色でお示しておりませんが、既に現在の都市計画図においても、おたか森通りは20メートル部分が二中高になっていたかと思えます。（「うん。それが変わるんですかということ」と呼ぶ者あり）ええ。おたか森通りの沿道の用途については、今のところ、この計画の中で考えていくという予定はございません。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 そうですか。16ページにおたか森通りの記載がありましたけども、考えてないんですか。じゃあ、そういうことで。

○【立川南部地域まちづくり課長】 おたか森通りを西のほうに延伸した場合のその沿道の用途につきましては、今後考えていきたいと思っております。19ページでも、おおむねその部分をイメージして、この新たな地域づくりとの分けというのを1つ提案させていただいております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 いや、ですので、それが、二中高が一住になるのかとか、どういうふうなまちづくりを考えているのか、ちょっと教えてください。

○【立川南部地域まちづくり課長】 この19ページの矢川駅の南の薄いピンク色の部分ですね、新たな地域づくりというエリアは、都市計画マスタープランにおきましては、住居と商業の複合エリアということでお示ししております。住宅商業複合ゾーンですね。すみません。ですので、そういった考えに基づいて、この計画でもそういう方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 現在の道路もそうなるという意味なんですか。それとも、これから新設するの。ちょっとよく分からないので、もう一回お願いします。

○【立川南部地域まちづくり課長】 矢川通りから東のほうについては考えておりません、今のところ。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。ということは、これから新しく造る道の話を書いた16ページは書いてあるということですね。よく分かりました。

それと、最後に意見を伝えたいと思いますけども、矢川の話はさっき言ったとおりですね。私は緑豊かな地域を残していく必要がよいでしょうということです。

それと、ウォークアブルなまちを市は目指していると言っていますけども、歩きたくなるまちじゃないと誰も歩きませんよということで、実際、南部地域の説明会に私も参加して、農地がきれいだから、花がいっぱい植わっていてきれいだから、それで歩くんですよという話をされている方がいましたし、農家の方は結構そういう意見が多かった会場があったのかなと思いますので、ぜひ、農地を守っていく取組もやっていただきたいなと。また、駅周辺の魅力あるまちづくりもやっていただきたいなということで、多くの方の意見を聴いて丁寧に進めてもらいたいと。そして、自然もちゃんと残してもらいたいと意見を言っておきます。

○【小川宏美委員】 お願いします。16ページ、お願いします。矢川通りの隣接案というのが出ました。これまで駅前広場が60メートルですか、西側にあった南部計画案からの新たな案ですけども、2,500平方メートルだということは南口広場だと分かりました。ここは今回、26ページにも具体的な家のお宅の、あるいは集合住宅の土地が書かれていますけど、2,500平方メートル、南口の広場を造る場合、ここはお宅でいうと何軒の買収になるんですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 申し訳ございません。ちょっと今、手元にその辺りの試算の数字はございません。以上でございます。

○【小川宏美委員】 ただ、この26ページに地図も出して、具体的な2,500平方メートルを書いているわけで、それで、整備手法をどうするかは今後の課題だということも分かりましたけども、その中で事業を進める、市が買収すると言っているながら、何軒かというのが言えないというのはちょっとあれじゃないですか。逆に乱暴じゃないですか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 今後、16ページの2パターン案をお示しさせていただいてありますが、絞って市としてどういう計画で、都市計画事業であればそういう素案をつくっていくかという段階が今後あれば、その段階でお示ししていきけるのかなと考えております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 何軒買収するのか、あるいは幾らそこにかかるのか、市の財政をそこに負担するのもちょっと示していかないと、ここまで具体的に書いてくると課題も多くなるんじゃないかなと思います。

では、矢川通りの隣接案の中で、道路を80メートルから90メートルのところ南武線に沿って、甲州街道に並行して造りました。ここの、じゃあ、家の数というの見込んでないんですね、まだ。

○【立川南部地域まちづくり課長】 先ほどの答弁と重複しますが、今後、都市計画素案等で説明する段階が来れば、そういうところでお示ししていきたいと考えております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 では、先に行きますが、スケジュールですね、素案。今の骨子です。骨子を示していただいたことは本当にありがたいんですけども、次の素案になるのはいつでという、20ページに示してある「今後の進め方」のスケジュールをもう少し具体的に教えていただけますか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 まず、この計画自体は、先ほど申し上げたとおり、5年度中に策定はしていきたいと思っております。その前段で、骨子から案に変えて、その後、計画を決定していくと。それを今年度中ということで考えております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 案にするのは2023年度中、令和5年度中なんですね。3月の議会では決まって

いく。3月議会中では決まっていく。そこまでの間に十分に自治会や商店街、商店会の御意見なども聞いているのでしょうか。あるいはまた、今この矢川通り隣接案を市は示したんですけど、そこに該当するお宅の御意見も聴いているのでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 冒頭の御説明で申し上げました建設環境委員会資料No.55の4のところにお示ししていますとおり、おっしゃっていただいたとおり、今後、年明けになります、自治会、商店会さん、それから、書いてありませんが、バス・タクシー事業者等との個別の意見交換を予定しております。加えて、地区に職員が直接入って、1軒ずつ戸別訪問して御意見を伺う等々の取組は進めていきたいと思っております。今のところ、関係する自治会さんとして、おおむね17自治会、商店会2団体、バス・タクシーで2社か3社というところを考えております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 来年1月から説明に入るということで、分かりました。ちょっとまちを歩いて聴きますと、高架化もJRさんだけがもうかってものというような御意見も聞いて、やっぱり自分たちの立場がどうなるのか、そこで非常に御不安であることもよく聞きます。国立駅を見てもそのような、やっぱり地元が、商店街が潤わない限り、こういった整備を頑張ったところで本当にもったいないなと思いますので、そういった御意見が本当に反映される整備を進めていただきたいと思しますので、1月から本当に頑張ってください。

今聞いて、説明、案をつくった後は、都市計画決定などのスケジュールというのは、南武線の高架化などと並行していくということの理解でよろしいのでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 6年度以降、この計画に基づいて、都市計画でいくのであればですけども、都市計画素案からいわゆる都市計画の手続を進めて、先ほど御質疑ありましたとおり、例えば接続する3・3・15号線との協議というのがございますので、進めを迫っていく必要があるといえますか、先に3・3・15号線が決まってしまうのはもう接続もできませんので、例えば、立川市の西国立駅周辺は、やはり同じような今検討を進めております。あちらはちょっと進んでおまして、基本的に連立事業と同時に今進めておりますので、そこに迫っていくようなイメージで進めていければなと考えております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。3・3・15号線ですけども、こちらは東京都から買収状況はどのようになっているのか、聞いていることがあれば私たち市議会に教えていただけますか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 こちらの3・3・15号線はまだ事業化前でございますので、まだ用地取得はしていない状況でございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 そうですね。御理解は頂いて、随分更地になっているようなところも見えますけども、話がどんどん進んでいるという理解でいいのでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 用地取得に関する協議はしていないと思います。はずです、東京都のほうでは。まだしていない段階だと考えております。以上でございます。

○【大谷俊樹委員長】 全員の意見、質疑、頂きました。報告事項(2)矢川駅周辺基盤整備計画の策定状況についてを終わります。

この際、稗田美菜子委員から発言の許可を求められておりますので、これを許します。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。第102号議案と第103号議案の私の討論の中におきまして、審査のための資料提出について誤解を招くような表現を致してしまいましたので、該当箇所につきましては削除願いますよう、委員長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 この際、発言の取消しについてお諮りいたします。

ただいま、稗田美菜子委員から発言がありましたように、委員会における発言について、一部取り消したい旨の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、これを許可することに決しました。

なお、会議録からの削除については、委員長において措置いたしますので、御了承願います。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。



○【大谷俊樹委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後 3 時 1 1 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年12月13日

建設環境委員長

大谷俊樹